古文書徹底解釈 紀州の歴史 第三集

彦次郎、 威光と笠に着る

和歌山県立文書館

触れ三度4	忍び細工人 39	員数数無し 31	秤改め 24	鳴り物停止 20	いか様にも厳しく14	ふん、年五十三才 9	左京大夫様御家老 3	li la di la
支度は握り飯 93	牛一疋ツナギ捨て91	続風土記新撰御用 83	明け七つの人足 79	せんだくふとん 76	月代致させ69	彦次郎、威光を笠に着る 60	仰せ出され候哉51	

目

次

文書です。歴史史料として取り上げられることはまずなは頼りないから大庄屋・胡乱者改めが直々に取り締まれは頼りないから大庄屋・胡乱者改めが直々に取り締まれは頼りないから大庄屋・胡乱者改めが直々に取り締まれるが、成光を笠に着る】。内容は特におもしろいわけではありません。甘蔗畑の野荒らしが出るが、村役人は一つ東のいに本書の表題にまで上り詰めました。第一〇項

いでしょう。

ろ、 の「させ」が五か所もあります。 ましたが、とりわけ相手、 にあるのです。一○項の解説・〔語意・語法〕にも書き とが分かってきます。 遣いを子細に検討していくと何とも難解な史料であるこ まない、 通常歴史史料として扱うときは以下のようには読み込 「様」が三か所、 あるいは読み込めないのですが、しかし、 容易には理解できない表現が随所 「御通」が一か所、 あるいは第三者に対する使役 体言で止めているとこ 「旨」が一か 言葉

これも目につきます。

とができます。村井彦次郎は藩主治宝側近。藩主の威光 所。 行為の主体 のです。敬語の有無(「被」が受身で使われることは らです。近世文語文は主格補語を書かない ロッパ言語を取り込んできた現代の日本語と異なって、 さの原因になっています。一つには、明治 を背に高圧的な物言いをしていることが分かってきます。 に欠けたぶっきらぼうで尊大な物言いであると考えるこ 使うわけです。また、体言止めは、ここではてい 上下の関係を示す表現です。だからこそ彦次郎はあえて すから、ここに五か所集中しているのは異常なわけです。 「させ」は使役で、上位者が下の者にやらせるという、 なく少なく、 さらに近世文語文一般に共通する傾向も、 「させ」は、この第三集の一七点の古文書に一二か 他の七か所はほぼ一つの古文書にそれぞれ一か所で (主格補語・いわゆる主語) が書かれないか そのほとんどが敬語です)や文章の状 Ь 分かりにく 以降、 のだからな ねいさ 日

今日、近世史料の誤読は大いにあるのではないか。は、これを補足してあります)。近世にその判断が十全は、これを補足してあります)。近世にその判断が十全で判断しなければならないのです(本文〔文意例〕中で

さらに、今日の日本語と違い、近世文語文には時制が

せ」も過去、「相聞」は現在、⑥「相触させ」は過去、④の「折取荒」「申出」は過去、⑤「相通させ」「荒さなければならないのです。例えば、この彦次郎の達し、じです。これも付された副詞や、文章の流れから判断しじです。

候哉之趣ニ而、森玄蕃方被談候」、治宝側近森玄蕃の部下せ出され候哉】でも読み取れます。「吟味致候様被仰出なお、ちらつく藩主治宝の影については、第九項【仰

有之」は未来という具合です。

いやはや。

の周囲が先へ先へと気遣っているのです。治宝ははたした、それが触れにまでなって日高郡に回ってきた。藩主べるようにおっしゃったのかなあ」と、勘定奉行に語っが、「(日高焼について治宝が御述べになったのは)調

て調べるように言ったのかどうか。

徹底解釈」シリーズも好評を得、第一

集

(二十周

年

に廻ってきた、代官や勘定奉行からの触書などを庄屋が館所蔵)から興味深い文章、内容を選んでいます。村文化三年(一八〇六)二月の御坊村「御用留」(当文書記念誌)はおかげで全冊配布できました。今回第三集は、

当館古文書講座でも利用したものです。前二集同様、よ様々な内容を含んでいます。平成十二年(二〇〇〇)の

書き留めたものです。ご覧のように村の暮らしに関わ

る

(遊佐教寛)

ろしくご活用下さい

【左京大夫様御家老】

達しですと、「(前任者)御役替ニ付、右跡(後任者)の書き様は、同内容の他の達しに比べて特異です。他の

村々を支配した、勘定奉行が代わります。ところがそ

次、「右跡」までこないと分かりません。と、そののです。四郎兵衛が前任の勘定奉行であることは、そのを奉行之上二被仰付」と役順まで記しているのです。役を奉行之上二被仰付」と役順まで記しているのです。役を本行之上二被仰付」と役順まで記しているのです。役を本行之上二被仰付」との力鬼四郎兵衛の場合という以上に、昇進が前面に出た達しになっているのです。四郎兵衛が前任の勘定奉行であることは、そのです。四郎兵衛が前任の勘定奉行であることは、そのです。四郎兵衛が前任の勘定奉行であることは、そのです。

これは四郎兵衛が勘定奉行を離れたという以上に、左

配」が含まれている点もそれを物語っています。さあ、す。達すべき範囲に、あえて「地士・帯刀人、其外直支

京大夫様御家老に就いた点を知らせているように思えま

しょうか。いずれにせよ、百姓にとっては関係のない話御祝儀を持って挨拶に出向きなさいということなので

なのですが。

行と寺社奉行・寺社吟味役に限るようです。更に関する達しはありません。村に関わる役儀は勘定奉味役三件の変更が記されています。これ以外の役人の変この御用留には本件のほかに、寺社奉行二件、寺社吟

〔釈文〕

奉行之上二被仰付候、②右跡同日土生左京大夫様御家老被仰付御勘定一次五十十七日於江戸、九鬼四郎兵衛方、

彼ノ地ゟ申来り候由申来り候間広右衛門殿御勘定奉行ニ被仰付

③ 其旨 候旨

〔読み下し文〕

可被相心得候、地士・帯刀人、其外直支配之

面々へも可申合候、以上 二月四日

津秦友七

大庄屋アテ

④右之通被仰越候二付写指越候、 御書面之趣

> 相心得らる可く(可以被 |相心得」)候、

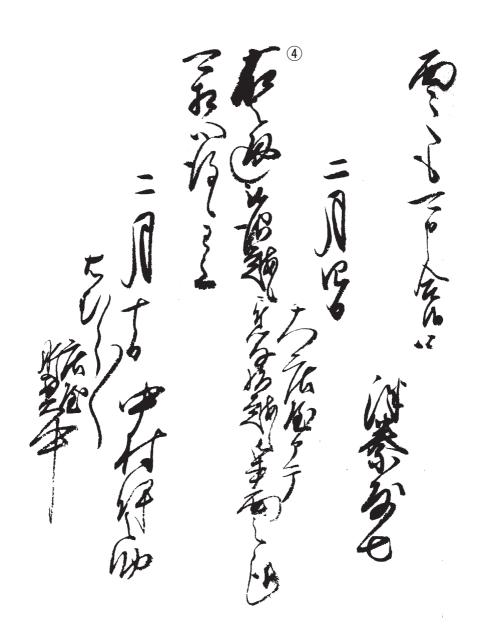
地士・帯刀人、其外直支配之

面々へも申し合わす可く候、以上

④右之通り仰せ越され(被|仰 越|) 候に付き

3

写し指し越し候、 、御書面之の) 趣 abble



可相心得候、已上

中村伊之助

二月十日

右むらく 肝庄 煎屋 中

〔文意例〕

①先月廿七日江戸で九鬼四郎兵衛について、

左京大夫様御家老を(藩が)御命じになり、 (役順は) 御勘定

広右衛門殿を御勘定奉行に御命じになったということを 奉行の上(の位置)に御命じになった。②その跡(後役)として同日土生

彼の地(紀州藩江戸屋敷)から言って来たということを

(和歌山の勘定奉行が) 言って来たので、③ (大庄屋は) その旨

お心得になるように。地士・帯刀人、その外直支配の

面々へもつたえるように。以上

④右の通り(代官が)仰せ越しになったので写しを指し越す。御書面の内容を

(庄屋は) 心得るように。以上

相心得可く候、已上

住。 任に 行被仰 間 衛門御役替二 役である寺社吟味役仰 寺社奉行仰付は六月「木村文左衛門方、去ル七日寺社 御 勘定奉行の **方** 「方」も 江戸在住だったからだということになる。 られるが、 方」を付す。 違 崩 留 江戸で命じられたということは、 衛門御役替二 後任に 方 (二〇丁表) ほどのてい 付 がない め 候 13 は付かない。 は 九鬼四 被仰付 「土生広右衛門殿」 「儀」よりもてい 一付、 他に 「儀」と同様 ものとすれば、 (三二丁表)と、 同役の寺社奉行差し出 と、 付、 郎 ね 五. 渡辺善右衛門儀 左京大夫は 件 いさには欠けるか。 兵衛が左京大夫様御家老に転じたた 付には 先任を「役替」 右跡喜多村孫之丞寺社奉行被仰 0 代官の差し出しであろうが、 役儀 「…のこと」の意味合いと考え 代官差し出しと思えるが、 ねい 同 の変更を記す。 伊 じ 先任には が任じられたとする。本 予西条ではなく :独礼小普請格寺社吟 箇所に な表現か。 一右 その家老も同 しだと四月 七 触 儀) れず、 月 九鬼四郎兵衛 以下、 ここでは 冨 を使う。 とし、 田 後任は 江 「渋谷 写し 牧 じく 戸 味 下 後 右 付 奉 在 前

の — 仰付 二重の敬語表現。 る。 紀州家中 家大名に任じられたことに始まる。 三万石。 大夫」は紀州藩支藩伊予 替ニ付」、 被仰付」、 役被仰付候」、 本藩勘定奉行の上ということ。②から、 衛門殿御勘定奉行ニ被仰付候」と「殿」を使うのはこ Щ 儀、 例に限る 候」 これも代官差し出しと思えるが、 西条藩家老。 本甚十郎儀、 肩かた 後任に「儀」 衣御免寺社吟味 紀州藩との関係は、 が (三二丁表)とする。 ある つとめる。 ②「右跡」とするが、 (②の注参照) 七 ιV 被仰付 を用い 紀州藩が御命じになった。 昨廿 月 は誰 勘定奉行之上 一西村 某 五日牧野恒右衛門跡寺社吟味役被 役被仰付 「被」は敬語。 る。 (愛媛県) 跡 甚右 初代藩主頼宣の次男頼 0 本項は 左京大夫様御家老 と記す。 1衛門御 先任に「役替」「 候_ 他の五件は誰某 役順 西 「左京大夫様御 御 役替ニ 条藩藩主松平氏 同様の表記で六月 回 また、 家老」 仰付」 後役土生広右 役 西条藩家老は 丁表) 付、 務 はその 0 土 も敬語 「左京 跡」と 純が 序 家老 とあ 御 列 分 役

右

Ļ

内

門

.が本藩勘定奉行になったというのだから、

四郎

兵衛

0)

前

が

職は勘定奉行。 下位なのだが それを明記した。 本来西条藩家老の役順は本藩勘定奉行より 四 郎 兵衛 0) 前職を勘案して上位に位 置 矷

② 右跡 郎 兵 海 作 「右」は九鬼四 の後任。 土生広右衛門殿 郎兵衛。 跡 1 0 は 九 後 鬼四 で、 郎 九鬼 兵 衛

か。 る。 生 代 官 津秦友七指 の字を書き損じている。 じ出出 L 勘定奉行仰 勘定奉行 ここで九鬼 付 13 由 来 する

方

0)

注

に記したように、

殿

はこの一

例だけであ

四郎

兵

介衛の

以

前

0)

役儀が勘定奉行だったことが分かる。

秦氏自身の文章。 彼 災地 江 戸。 紀州藩 前者の 江 戸 厂屋敷。 「申来り」は江戸、 申来り候由申来り候間 後者は勘定 津

に敬語 奉行。 行が言ってきた。 江 被 戸 から言ってきたということを和 がない。 この 御用留めでは、 間 は 「…ので」。 一貫して 歌 Ш 0 申 勘 定奉 来

得て 配之面々 地 可 お 津秦氏の意志。 被 0 浪 相心得候 て下さいよ。 「直支配」 帯刀人は新興の浪人で地士より格 相 は代官所直支配 被 地士・ は語調を整える語。 は大庄屋に対す 帯刀人 地 直 士は |支配之面 る丁寧語 由緒 可: 下。 を持 候 直支 . 々 心 は 0

在

3

被 取 は 地士・ 'n があってもいい箇所。 決めるということだが、 帯刀人に在地の医師 津秦友七 ここでは通達する。 が 加わる。 日高郡代官。 申合 相 大庄 談 敬

13

7

御坊村が属する、 を作った際にこの書き方に直したのだろう。 屋アテ 日高郡七組大庄屋の名前が並んでいたはずだが、 天田組大庄屋中村氏が村 々宛ての写

大庄屋が写して、 4右之通 被」は敬 ①~③が代官からの達し ④以下の一文を添え村々に は言って寄越 (の写し) 廻達した。 これ 0) を各

被仰越 寄越す。 代官に対する大庄屋からの敬語。 大庄屋の行為。 語 仰 御書面之趣「趣」 越 **指越**「差越」 は、 す 同じ 敬 送って

と」でも、

ある方向に向

か

つてい

く意味。

事

柄

0

方向

を省略し ていた。 むらく 上。 可相心得 中村伊之助 御坊村庄屋が 書きかえた。 御坊村を含む天田組十七か 可被相心得」を書き損じたのだろう。 御坊村が属する日高郡天田組 庄屋 この 御 肝 用留を記すに 煎中 中 村 0 村名が は、 あ たって村 大庄 役 已上 書 組 か 以 右 名 n

を宛先にした場合の脇付け。 中。 現在も使われ る 御 中

0)

【ふん、年五十三才】

柄などを記したものを人相書きと称したのです。この御 も似顔絵ではありません。体格・顔の特徴や着物の色 た。写実という発想のないこの時代、 家出人があると、捜し出すための人相書きが廻りまし 人相書きといって

> 二十八歳と十六歳の姉妹、 用留にはほかに、この年正月十八歳の男子一人、三月に 九月に男性とその妻子の家出

[釈文]

申者、 よし、右吉兵衛願出候由御通し相廻り候 ①海士郡本脇村吉兵衛と申者妻ふんと 極月十五日夜家出いたし帰り不申候

尤人相等左之通

②一ふん年五十三才

浅キ小もん身半着

御納戸茶布子・千草給着

③右之通ニ候間、 帯ハ継々嶋之細帯 跡々之通御取計ひ

可有之候、以上

中村伊之助

二月十一日

右村々庄屋 肝煎中

〔読み下し文〕

由(よし)、右吉兵衛願い出で候由御通し相廻り候、 申す者、極月十五日夜家出いたし帰り申さず(不)候

①海士郡本脇村吉兵衛と申す者妻ふんと

尤も人相等左之通り

②一ふん年五十三才

浅黄(キ)小紋(もん)身半着 御納戸茶布子・千草 給着

帯は継々嶋之細帯

之有る可く候、以上

③右之通りに候間、跡々之通り御取り計らい

嶋より参り、 ④右両日出で御通し、十四日七つ時 同日七つ半時薗(その)

へ遣す

が載っています。

嶋ゟ参り、同日七つ半時そのへ遣④右両日出御通し、十四日七つ時

文意例

①海士郡本脇村の吉兵衛と申す者の妻ふんと

申す者のことですが、極月十五日夜家出致し帰らない

ということで、右吉兵衛が願い出たという御通しが廻ってきた。

なお、人相等左の通り

②一ふん年五十三才

浅黄小紋の袖無し

御納戸茶の布子・千草の袷着

一帯は継々縞の細帯

③右の通りなので、(庄屋は)通常の通り御取り計らい

あるように。以上

④右両日発した御通し、十四日七つ時に

同日七つ半時に薗村へ送った

嶋村から参り、同番石町日発した御

〔語意・語法〕

①本脇村 和歌山市本脇。「内」を「本」の字に訂正して

人物である吉兵衛を丁寧に表現しようとしてこの形にしら「吉兵衛妻ふんと申者」という書き方になる。未知の

がある。極月 十二月。前年の出来事。いたし「致し」はたのだろうが、「と申者」が重複しているために違和感

譲表現。**帰り不申候よし・願出候由**「申」は補助動詞。謙譲語。夫吉兵衛からする、庄屋あるいは村に対する謙

- 12 -

と。 通知。 上 特徴も記すが、 ②のような文章で、 ことを示す。 現したりする。 るわけでなく同じものを着続けるので、 0))動詞 後者「由」は大庄屋が庄屋から受けた内容。 相廻り 各村を廻状で廻す。 (「帰り」)を改まって表現したり、 前者「よし」 近世 「よし」「由」 似顔絵なのではない。 0) 貧しい百姓はそうそう着替えがあ は庄屋が吉兵衛から聞い は、 人相 ſλ ずれも伝聞 近世の 服装の特徴が人 面 . 貌 人相書きは 敬って表 ・身体 御 である 通し たこ 0)

庄屋。

④右両日出御通し

大庄屋元二月十日付け

「四天王寺

7焼失

萌葱色。 ② 浅 キ 頃 高郡等方言) 織り出した織物。 色と緑色との中 「継々」 半着 浅黄 は種々の小布を縫い合わせて作ったもの。 袷着 は、 (色) 蕳 御納戸茶 給 色。 身半着「身」は衣服 はんちゃし のこと。 小もん 小紋。 布子 緑色を帯びたあさぎの染色。 木綿の綿入れ。 裏地 で袖無しか 0) 色糸で細 ある衣服。 の胴 千草 体 和 .. の か 歌 部 千草色。 l) 継々嶋 分。 模様を 山 県 青 身み \mathbb{H}

物を特定するための重要な決め手になり得た。

は衣服

の破れを繕うために当てた布。

嶋

は縞

(動作者への敬意が失せて) 人を派遣する。他へやる。

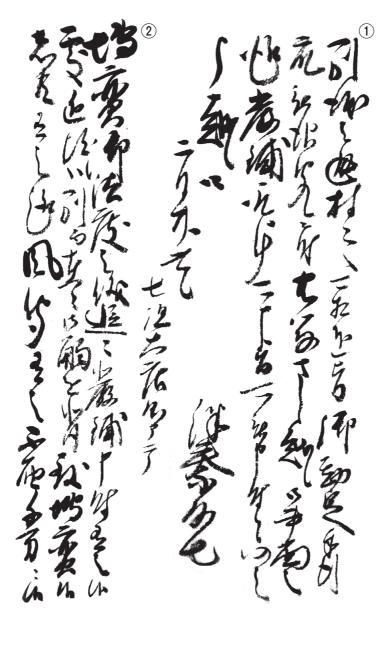
した。 たか。これを写し③の一文を奥付けて大庄 ③右之通 (大庄屋) 跡々 ①-②の内容が人相書きとして大庄屋元に届 の意志。「之」は強調。 いままで。 従来。**可有之候**「可…候」 中村伊之助 屋 が 天田 村 は話者 組大

留 5 5 着した。④は庄屋 十・十一日両日付の「御通し」がまとまって御坊村に到 京大夫様御家老】・十一日付け「御犬取 二付再建勧 「その」 8 御坊村 掲載せず)及び【ふん、 御坊村の北東の隣村。 へ届 (薗) 化御免公儀触」 廻文自体は次 61 たので、 は北西の隣村。 の覚え書き。七つ午後四時ごろ。 庄屋はその内容を御 七つ半 午後五時ごろ。そのへ遣 年五十三才】、 の薗村に送った。 (掲載せず) 村々を廻す廻文が嶋村 飼 以上 御用代官 同 坊村の 日 遣 四 付け 点 御 左 嶋 か

【いか様にも厳しく】

てもお触れに背いて博奕をする者がいると達しはいい「近頃ハ別而在々御触を背、致博奕候者共有之」、禁じ

をおろそかにしたり、身を持ち崩したり、犯罪に走ったます。藩は博奕を禁止したい。博奕に溺れ、庶民が耕作



(触書一点略)



りもするからです。そこで藩勘定奉行は、取り締まりが

違いないのですが。

しく取り締まったからとて、博奕はなくならなかったに

を厳しくせよとします。でも、はたしてそうなのか。厳

「手弱」だから禁令の実が上がらないのだ、取り締まり

〔釈文〕

衆被仰聞候ニ付、右写さし越候、御書面之①別紙之通村々へ可相達旨御勘定奉行

趣厳鋪取計可申旨可被申付候、仍之

申越候、以上

二月廿六

津秦友七

二月廿六日

七組大庄屋アテ

〔読み下し文〕

衆仰せ聞けられ(被二仰 聞二)候に付き、①別紙之通り村々へ相達す可き旨御勘定奉行

右写し差(な)し越し候、

御書面之。

趣 厳し (鋪) く取り計らい申す可き旨

申し越し候、以上

②博奕御法度之儀追々厳鋪申付有之候

近頃ハ別而在々御触を背、致博奕候

者共有之趣風聞有之、不届千万二候!

いか様ニも厳鋪取計可申、 4 就而 ③右ハ制道手弱候而ハ御制禁等も相立不申候

博奕之義、右致宿候もの有之故寄集り

召捕可申候、尤召捕次第在牢へ入 候事ニ付、致宿候もの、 村々ニ而吟味致

胡乱者改共へ不洩様被申付、 村々へ 置可被申候、

⑤件之趣、

早々組々大庄屋

穿鑿之儀行届可申付事

二月

触書一点略

⑦「右御通し写村中家別順達致候

⑥右之通

中村伊之助

三月七日」

三月五日

むらく、アテ

②博奕御法度之儀追々厳しく申し付け之有り候ばるとはいいのというに 処、近頃は別して(而)在々御触を背き、博奕致し候

者共之有る趣風聞之有り、不届き千万に候、

③右は制道手弱に候ては御制禁等も相立ち申さず(不)

候

条、いか様ニも厳しく取り計らい申す可し、④就では

候事に付き、宿致し候もの、村々にて吟味致、 博奕之義、右宿致し候もの之有る故寄り集り

召し捕え申す可く候、尤も召し捕え次第在牢へ入れ

置き申さる可く(可」被」申)候、

胡乱者改め共へ洩れざる(不)様

申し付けられ (被sh |申 付|) 、村々へ

穿鑿之儀行き届き申し付く可き事

⑥右之通り

⑦「右御通し写し村 中 家別順達致し候」

⑤件之趣、早々組々大庄屋

文意例

①別紙の通り(の内容で配下の)村々まで(代官・大庄屋が)御達しになってほしいと御勘定奉行

衆が御命じになったので、右写し(別紙)を渡す。 御書面 (別紙) 0)

内容を徹底して執行せよということを(大庄屋は庄屋に)御命じになるように。よって

伝達する。以上

②(百姓には)博奕禁令を度々厳しく申し付けた

けれど、近頃は特にいたる所で御触に背いて博奕を致す

者共がいるという風聞が伝わってくる。不届千万である。

③このことは(いくら禁令を出しても)取り締まりがいい加減では禁止等も成果がないということ

だから、どのようにしてでも厳しく実行するように。④そのためには

博奕というものは、このように博奕場を開く者がいるから(そこに人が)寄り集る

事になるので、博奕場を開く者を村々で取り調べて

置かれるように。⑤以上の内容を(代官は)早々組々大庄屋・捕らえること。ただし、捕らえ次第(大庄屋方の)牢へ入れ

胡乱者改共へ手抜かりのないようにお申し付けになり、村々へ

(博奕する者の) 穿鑿が行き届くように申し付けなさい

⑥以上右の通り

⑦「この御通しの写しを村中家ごとに順に通達致した」

- 18 -

(語意・語法

奉行衆 だろう「可被相達」 村々に廻している。村々へ可相達旨 庄屋に送り、それをさらに写したものを大庄屋中村氏は 行から各代官に宛てた達し。その写しを代官津秦氏は大 指しているのではなく、その内容。 (1) 表現を書きかえているので、代官に対して使われていた 別紙 代官・ 勘定奉行の内の一人。 ②~⑤のことなのだが、この表現 大庄屋が手立てをとりなさい。 の丁寧語 (被) 「衆」は人を表わす名詞な は略 別紙の・ 村々にまで達するよ したか。 は書 内 勘定奉行 容。 面 のことを 御勘定 勘定奉 0

越候 は敬 整えたりする語。 どに付いて、 語 右写 仰聞」 は接 は 親愛、 「別紙」 は命じるの敬語。 頭 越 語の 尊敬の意を添える。被仰聞候 は行く。 のこと。 差。 勘定奉行からの達の写 来る。 意味を強めたり語 二重敬語。 代官の行為。 右写さし 「被」 調調を 御

書面 語 (ここでは 可 (被) は話し手の意志を表す助動詞。 を使っていない。 「取計」)を改まって表現したり、 別 紙」。 厳鋪取計可申旨 申 は補 莇 庄 動 屋 可可 詞 が 取 被 申 敬 上 ŋ つて 計ら 0 動 0)

> **之**「之に仍」でもよいが、「之」は省略して「よっ …」の丁寧な言い と読む。 申越 り計らうように申し付けてください。 表現したりする。 言って寄越す。七組 方。 可被申付候 「被」は大庄屋に対する敬 大庄屋に対して、 日高郡本藩領が七 可 : 庄 は 語。 屋 組 7 可可 が 仍 取

こでは度々。有之「之」は強調。別而 「べっして」ある②博奕 博打。法度 禁令。追々 続けて。つぎつぎに。こ

組・

·山路組

中

山

中組。

それぞれに大庄屋が

付 田だ

御

坊

分かれていた。

志賀組

一八山組

江

Ш

組

天ま

組

南

村は天田

組

博奕候者共有之趣風聞有之「有之」が重複し、 13 趣 は 「わけて」。 は重すぎるか。 特に。 耳慣れない言い 在々 V たる所。 方。 あらゆる所。 写. し違 あるい か。 致 は

聞御座候」の方がなじむか。 千万接尾辞。 体言等につい

致博奕候者共有之由

相聞」

「致博奕候者共有之との

て、程度のはなはだしいこと。

制禁 規則で禁止すること。相立「相」は語調を整える③制道 政道。取り締まり。手弱 弱々しい。たよりない。

語 語に意味があるわけではない。 「立」は成り立 つ。

候条「条」 は 「…によって」「故に」。 いか様二も 何と

してでも。

④就而ハ そのため。 それだから。 博奕之義 養」 (儀

が、 は 「とと」。 その中で「義(儀)」は、そのかかる範囲が最も狭 「…のこと」を意味する語はいくつか きある

家。 く ら代官に対する丁寧語 大庄屋方の牢屋。 博奕宿。 直前の語に限られる。 博打場。 吟味 入置可被申候 ここでは勘定奉行か 取り調べ。 致宿 宿 在牢 はここでは場所。 在地 (村) の

と」でも、 ⑤**件之趣**「件」は「前に述べた」。「趣」 ある方向に向 かってい く意味。 事柄の は、 同じ「こ 方向。

【鳴り物停止

庶民にとってこれらの人物は縁遠い れます。 なものだったに違いありません 大身の武家や公家が没すると、 大きな音は出してはいけないというのですが 鳴物 わけで、 や普請 停止は難儀 の停止な を触

御 日留には瑶林院のほかに、 五月公家 一戸 田彩女正殿

> 庄屋と対等の格か。 胡乱者改 代官の下、村々での取り締まりを行なう役。 郡にひとり。 組 々 は 「大庄 大

ようにの意。 にだけかかる。 「被」は代官に対する丁寧語。 **不洩様被申付**「不洩」 は伝達洩れが 行 |届可 申付 な

様、 事 章としては違和感があり、 「可被申付」 早々組々大庄屋 0) 敬語 胡乱者改共 (被) 「村々へ穿鑿之儀行届可 を落としたか。 へ可被申 付 候」とす ただ、 申付 文

⑥右之通…むらく アテ ここが大庄屋中村伊之助 の文章。 きように思える。

「穿鑿」は博奕宿の穿鑿

み。達しが丁をまたいでしまったため前の丁に書き込ん ⑦右御通し…三月七日 この二行は御坊村庄屋の書き込

だのだろう。

停止 の記載なしの三例が載ります。 卒去」に付き鳴物三日停止、 「宮内大輔学 + 月 |様…御卒去」に付き普請 加 判之列 「金森孫右衛門殿御 普請は は一 「不苦」、 日 死去」で停止 鳴物七 九月公家 I 0

[釈文]

当月廿四日御逝去ニ付、鳴物ハ今日ゟ三日、(停止脱カ)(一筆申入候、水戸源文様御妹瑶林院様、

〔読み下し文〕

当月 廿 四日御逝去に付き、鳴物は今日より三日(停止①一筆申し入れ候、水戸源文様御妹瑶林院様、

普請ハ不苦旨、御老中被仰渡候段大目付中ゟ

申来り候二付、②口六郡同様相慎候筈之旨、

是又申来り候間、其段支配下へ可被相達候、恐々謹言

三月廿七日

津秦友七殿

筧勘助

③右之通被仰越候ニ付、右写し指越候、御書面之趣

村内不洩様相通し可被申候、

尤寺社方へも可被相触候、依而申越候

四月三日

中村伊之助

御坊・その・名屋・しま・田井

4そのへ遣ス

普請は苦しからざる(不)旨、

是又申し来り候間、其段支配下へ

相達さる可く(可ト 被 | 相達 |) 候、恐々 謹言相達さる可く(可ト 被 | 相達 |) 候、恐々 謹言

③右之通り仰せ越され(被:仰・越:) 候に付き、

右写し指し越し候、御書面之趣

ものと (く)らる あいふ(れ) 株相通し申さる可く(可) 被) 申) 候、村内洩れざる(不)様相通し申さる可く(可) 被) 申) (ぎ(き)

依って(而)申し越し候

④薗(その)へ遣す

〔文意例〕

①一筆申し入れます。水戸源文様御妹の瑶林院様ですが、

当月廿四日御逝去になりました。鳴物は今日より三日(停止)、

普請は(実施しても)かまわない旨、御老中が仰せ渡しなさったということを大目付中から

申して来ました。②口六郡(も武家)同様に慎むべきだということを、

これ又申して来たので、(代官は)その内容を支配下へお達しになるように。恐々謹言

③右の通り(勘定奉行が)仰って来たので、右の写しを渡します。(庄屋は) 御書面の内容を

村内洩れなく通知なさるよう。

ただし村内各寺社へもお触れになるよう。 よって伝える。

④薗村へ送る。

(語意・ 語法

文様御妹瑶林院様 に置く敬意表現。 内容に伴い書状形式にしたか。 ①一筆申入候…恐々謹言 山藩)いずれにも、 四 家 (讃岐高松藩・常陸石岡藩・ 恐れながら謹んで申し上げる。水戸源 水戸徳川家から分かれた水戸氏 「源文」「瑶林院」とも該当するよ 書状形式で使われる慣用 「恐々謹言」 同宍戸 藩・ は書 陸奥守 状 (松平 の末 句。

うな人物は見いだせない。 る。 「鳴物の 停止。 葬儀期間 鳴物「停止」の文言が抜けて 中、 楽器の演奏を禁じ

思える。

大目付 する語の中で、 敬を表す助動詞。 の段」と称する。 二重敬語。 欠役に付、 不苦 停止の必要はない。 最も広範囲を代用する語。 「段」は「こと」。「…のこと」を意味 受身ではない。 大目付中「文化四卯年四月十一 御供番頭以上へ御触書諸事通達、 被仰渡候段 「仰渡」も命じるの敬 筆者は 「被」は尊 \exists 「統合 <u>:</u> 大

語

史』八冊、 目付無之已前之振合を以御目付通達之事」(『南紀徳 四八八頁) 基本は供番頭以 上 の武家宛達 Ш

る役儀の集団のこと。 られる。 であるものの、 中 は、ひとりの大目付ではなく、 庶民も武家同様に慎むよう触れたと考え 申来り 敬語表現なしに使うように

ではない。 候筈之旨「相」 様にの意か。「口六郡」は牟婁郡を除く紀州 に」と解すると意味がとれない。 ②口六郡同様 「 筈 」 日高郡も口 は語調を整える語。 は道理、 六郡なので、 理 一屈、 口六郡の 筋道、 語に意味があるわ 0 予定、 在 \Box 굿 地も武 郡 手筈。 相慎 同 様

13

との意味

内容。

是又申来り候

「逝去」の達とは

「筈」は

「様」の上から訂正したか。

旨

は

b

のご

ŋ 仰越「越」は行く、 た。右写し 行が代官に送った書状。これを代官が写して大庄屋に送 ③**右之通**「右之通」の内容で。①の内容で。①が勘定奉 ら大庄屋中村伊之助宛の添え書きが省略されている。 **津秦友七殿** 廻状の冒頭にあったであろう代官津秦友七か 「可」は話し手の意志を表す助動詞。 大庄屋はこれをさらに写し、②を添え村々に送っ 「被」は代官に対する丁寧語。 直前の 「被仰越」た書面の写し。①のこと。 来る。**指越**「指」 筧勘助 は意味を強めたり 「可…候」の方が 勘定奉行。

になる。

助動詞。 語調を整えたりする接頭辞「差」。不洩 れに属する人たち。寺社への達しは通常は寺社奉行廻り 敬って表現したりする。**寺社方** 村内各寺社。「方」はそ ように。可被申候 上の動詞 (「通し」)を改まって表現したり、 「被」は庄屋 への丁寧語。 通知洩れのない 申 は補

④そのへ遣ス 状を、宛先の順に従って次の薗村に遣った。 (動作者への敬意が失せて) 人を派遣する。 御坊村庄屋の書き込み。 御坊村に届 他へやる。 いた廻

(秤改め)

た。 販売・修理や、 は神家の京都秤座に与えました。二家は諸国で秤の製造・ か国については守随家の江戸秤座に、西三三か国について 幕府は秤を統一するため、 和歌山にも京都秤座の出店が置かれていました(『国 一〇年に一回くらいの秤改めを行ないまし 秤に対する独占権を、 東三三

> しいものの一つです。 お、この秤改めの史料は説明が具体的ではなく、 るようで、その点勘定奉行も神経質になってい 史大辞典』)。ただ、改め洩れは勘定奉行も責任を問わ ・ます。 解釈が な

難

れ

〔釈文〕

①神善四郎秤改之義ニ付、 去冬委細相達有之事二候

、読み下し文

①神善四郎秤改め之義に付き、

夫二付、近々之内日高郡小松原村へ出張、郡中諸 秤

相改候筈候条、②村々秤員数書 組切帳面 相認

来月五日迄ニ天田組大庄屋役所へ差出シ置、

善四郎代之者罷出候ハ、相渡し候様

③右員数書差出候上、諸秤其組々大庄屋共手前へ 取集差出させ候而ハ、依所往返手間取候所も有之べく

候ニ付、前段員数書大庄屋共へ差出候て、秤之義ハ

村々

方直

二指出

し、

改受

候様

④村々所持之秤之内、下地改洩有之筋たりとも

不残改受候様

⑤村々之内諸秤相調へ候而間も無之者共ハ、

新古ニ不抱相改候筈ニ候間、件之趣入念可被相達候、(拘) (拘)

残らず(不)改め受け候様

公儀ヨリ被仰出候筋ニ付、勿論隠置候義ハ有之間

之者村々打廻り候由ニ付、 敷候へ共、猶心得違無之様可被相達候、 其節改洩有之品申出候 追而右秤座

高木兵大夫

M.

ハ如何候条、

是又入念可被相達候

夫に付き、近々之内日高郡小松原村へ出張、 去冬委細相達し之有る事に候、 郡中諸秤

相改め候筈に候条

②村々秤員数書き一組切り帳面相認め、

善四郎代之者罷り出で候はば(ハ、)相渡し候様 来月五日迄に天田組大庄屋役所へ差し出し置き、右

③右員数書き差し出し候上、諸秤其組々大庄屋共手前へ

取り集め差し出させ候て(而)は、

所に依り往返手間取り候所も之有るべく

候に付き

前段員数書き大庄屋共へ差し出し候て、秤之義ハ

一④村々所持之秤之内、下地改め洩れ之有る筋たりとも、 村々より直に指し出し、改め受け候様

⑤村々之内諸秤相調え(へ)候て間も之無き者共は、

心得違い、指し出さざる(不)者も

之有る可く候らえ共、此度之改めは

新古に拘わらず(不)相改め候筈に候間、件之趣 入念に相達さる可く(可」被:相達」)候、⑥右はにきるな

一四月

津秦友七殿

⑦右秤改日限之義ハ申来次第追而其段可申越候

其節村々冶諸秤何丁との目録書相添、

⑧四月廿七日七つ過、しまお来ル、直キニ蘭へ遣ス村々お直ニ小松原村改所へ指出し可申候

外ニその庄屋元へ届状一通とも

公儀より仰せ出でられ(被::仰 出:) 候筋に付き、

勿論隠し置き候義は之有るまな。(初) 出こ) 修節に付き

相達さる可く候、追って右秤座じく(間敷)候らえ共、猶心得違い之無き様

之者村々打廻り候由に付き、

其節改め洩れ之有る品申し出で候れ々打延り候由に付き

ては如何に候条、是又入念に相達さる可く候

⑦右秤改め日限之義は申し来り次第

近右秤改8日附は業に申し対下が第

村々より直に小松原村改め所へ指し出し申す可く候其節村々より諸秤何丁との目録書き相添え、

⑧四月 廿 七日七つ過ぎ、島(しま)より来る、

直きに薗へ遣す

外に薗(その)庄屋元へ届状一通共(とも)

[文意例]

①神善四郎家の手による秤改めの件であるが、去年の冬、委細については (勘定奉行が) 達したことである。

そのことについて、近々の内 検査する予定である。②(庄屋は)村々で(百姓の持つ)秤の員数書を一組にまとめた帳面を書き上げ、 (善四郎家が)日高郡小松原村へ出張し、日高郡中の諸秤を

来月五日迄に天田組大庄屋役所へ差出し置いて、(大庄屋はそれを)右

善四郎代理の者が出張してきたならば渡す様に。

3 (庄屋が) 右の員数書を (天田組大庄屋に)差し出した上に、諸秤もそれぞれの組の大庄屋達のところへ

(一旦庄屋が) 取り集め、 (そこからさらに小松原村の改所まで庄屋に) 差し出させては

所によって行ったり来たりに手間取る所もあるだろう。

村々から(庄屋が小松原村改所へ)直接指し出し検査を受ける様に。

前段の員数書だけ (庄屋は来月五日までに) 大庄屋達の所へ差し出して置いて、 秤は

4村々で (百姓が) 持っている秤の内、もともと(前回検査で)検査洩れのあるものでも、

⑤村々の内で諸秤を購入して間もない者達は

残らず検査を受ける様

勘違いをして差し出さない者もあるだろうけれども、今回の検査は

新しい古いに関わらず検査すべきなのだから、右のことを念を入れて(代官は) お達しなさるよう。 ⑥右は

公儀から仰せ出でになった筋なので、もちろん(秤を検査に出さずに)隠し置くことはあっては

ならないのだけれど、なお考え違いのないように(代官は)お達しください。 いずれ 右の秤座

(秤座の者が)

指摘し

ては問題なので、これまた念を入れお達しなさるよう。

の者が村々を巡回するということなので、その節検査洩れのある品を

⑦右の秤改めの日程だが、 (秤座の者から) 言って来次第いずれその内容を (代官に) 申し伝えるだろう。

村々から直に小松原村改所へ(秤を)指し出し申すように。その(秤改めの)節に村々からどの秤が何丁との目録書を添え、

⑧四月廿七日七つ過ぎ、島村から来状。直ぐに蘭村へ送る。

外に薗村庄屋へ届状一通と共に(送った)。

〔語意・語法〕

①神善四郎 神家の世襲名。相達「相」は語調を調える

近世末まで「でばり」とも読んだ。諸秤 様々な種類の語。有之「有」の強調形。出張「しゅっちょう」だが、

秤。**候筈候条**「条」は、…ので。

②員数書(種類ごとの)秤の数を書き上げた書面。

切「切」は限る。**善四郎代**「代」は代理。**罷出**「罷」は

他の動詞の上に付き、その複合した動詞を丁重にいう。

組。手前 自分の領分。ここでは大庄屋のところ。大庄屋③其組々 それぞれの村が属する組の。御坊村ならば天田

元。**差出させ**「させ」は大庄屋からの庄屋に対する使役。

(可)」は話者の意志を表す助動詞。ここはもっとも弱い**往返** こちらへ来たりあちらへ行ったり。**有之べく**「べく

意味。話者の推測。前段前の段。①②のこと。

「筋」は、ぽかして、それに関するもの。「改洩有之筋(小地改洩有之筋たりとも 「下地」は元来。もともと。

とは別に、

秤改めの場に秤と共に持参する。

たりとも」のあとに、「今度ハ不訴出候ニ付」のような

一文を暗黙に含んでいるように思える。

⑤心得違 思い違い。件之趣「件」は「前に述べた」。

触れが出されている(『御触書天保集成 下』)。「被」は⑥**公儀ヨリ被仰出候** 文化元年十月、諸国に宛てて秤改めの

一組

巡回する。如何 どうかと思われる。いかがしい。高木兵太敬語。「仰出」も敬語。打廻り「打廻」はあちこち歩く。

夫 勘定奉行。**刁四月**「¬」は「寅」の異体字。

書きは省いて御用留に書き留められているらしい。日限屋はこれを写して村へ送っている。代官・大庄屋の添え屋は(写し)。代官はこれを写して大庄屋に送り、大庄」(写し)。代官はこれを写して大庄屋に送り、大庄

言って寄越す。目録書 ②の大庄屋に差し出す「員数書」指定の日時。申来 秤役人が勘定奉行に申し来たる。申越

⑧四月…とも 御坊村庄屋の書き込み。七つ 午後四時頃。

庄屋元 務上の書状と思える。 庄屋の所。 届状 申遣 秤改めとは別件の、 遣 は補助 動 詞的 何らか 尊大 の役

現。

な気持ちをこめて、「…してやる」。ここでは平素の表

【員数数無し】

高には綛屋も多いのにそれはおかしいと秤役人はいい の村からも重い物を計る千木秤の届がほとんどない 五月に入り秤役人が大庄屋宅にやってきます。 いずれ ま \exists

> す。 改めには費用もかかるため、持っていないことにし

て改めを避けた農民も多かったようです。

①秤改此節湯浅村へ入込候由、 追而村 候様、 書指出し候付、 秤改員数無数候間、再調べ被成下候様ニと、 宅へ両人罷出申候処、 ②尤右ハ新古ニ不抱改候筈ニ候へ者、「)(拘) マ相廻り可申候由、 何れ之村々共千木 且員数無数候而ハ 村々ニ而写取 昨日我等 口上

(読み下し文)

①秤改め此節湯浅村へ入り込み候由、 宅へ両人罷り出で申し候処、何れ之村々共千木 昨日我等

秤改め員数数無く候間

再調べ成し下され 被机 |成 下|) 候様にと、 口 上

書き指し出し候に付き、右写し指し越し候

村々にて (而)

②尤右は新古に拘わらず(不)

候様、

改め候筈に候らえば(者)、

追て村々相廻り申す可き候由、 且員数数無く候ては

今一応相調べ員数書取か

来ル十八日迄ニ

取寄候哉ニも可有之由申出候間

③ 其 村

日高辺へも難罷越候ニ付、

品ニ

お

湯

浅

へ

も

指出し可被申候

一④右之通各再調べ致候而も先達而之通りニ

相違も無之候ハ、、其段十八日迄ニ申出候様

一⑤天田組内綛や多有之事ニ候処改千木

指し出し申さる可く(可」被」申)候今一応相調べ員数書き取かえ、来る十八日迄にの「本」である。 をう(ぎ) 取り寄せ候哉にも之有る可き由申し出で候間、③其村々取り寄せ候哉にも之有る可き由申し出で候間、③其村々

日高辺へも罷り越し難く候に付き、品により湯浅へも

かられてる多級が いかれる めいたから我 小品人写 うかれれとこ へてる

6 るるろう るるかしてる からいてもりのろいって るちい ンマーちる 的其一是



無数候間、 いか、之旨申出候、是又入念相調べ

⑥此節新二求申度筋も可有之二付夫々直段

可被申候

書出し候付写し指越候、村々ニ而写シ取

先キ人へ相廻し可被申候

⑦近年諸秤相求、傷も無之、改ニ不及と

相心得候者も有之、指出し不申者も有之

候而ハ、追而村々相廻り候節見当り候而ハい か、二

候間、是又入念御取計之上左様之筋

⑧右之通ニ候間夫々心得違無之様再調べ 有之候ハ、指出させ候様

一④右の通り各再調べ致し候ても先達て之通りに

相違も之無く候はば(ハ、)、

⑤天田組内綛屋(や)多く之有る事に候処改め千木 数無く候間、いかが(いかゝ)之旨申し出で候

是又入念に相調べ

其段十八日迄に申し出で候様

申さる可く候

⑥此節新に求め申し度き筋も之有る可きに付き

夫々値(直)段

先々(先き先き)へ相廻し申さる可く候

書き出し候に付き写し指し越し候、村々にて写し取り

之上員数書十八日迄ニ指出し可被申候、

急々申越候、 以上

五月十五日 川西むらくの宛

中村伊左衛門

⑦近年諸秤相求め、傷も之無く、改めに及ばず(不)と

相心得候者も之有り、

指し出し申さざる(不)者も之有り

候ては、追て村々相廻り候節見当り候てはいかがに

候間、是又入念に御取り計らい之上左様之筋

之有り候はば(ハヽ)指し出させ候様

⑧右之通りに候間夫々心得違い之無き様再調べ

之上員数書き十八日迄に指し出し申さる可く候、之に仍り

急々申し越し候、以上

〔文意例

①秤改め(の者たち)がこのところ湯浅村へ入っているという。昨日私の

宅へふたりで訪ねてきて申し述べるには、何れの村でも千木

秤改めの件数が少ないので(これはおかしい、すべての秤の数を)再調べ下さいますようにと、口上

書を指し出した。その写しを渡す。村々で写し取る

様。②もっとも秤検査は(秤の)新旧に関わらず(すべての秤で)検査を受けるべきものなのだから、

後日(検査もれの秤がないかどうか)村々を(秤役人が点検に)廻るだろうということだ

《だから隠さずに出しなさい)。さらに(秤の)数が少ないのならば

(秤役人は遠方の) 日高辺までは出張しかねる、事情によっては(和歌山寄りの)湯浅(に変えてそこ)に

(秤を)取り寄せようか、それもありうるだろうと申し出た

(そうなってはよけいな手間もかかるのだから隠さずに出しなさい)。③そこで各村々 (の庄屋) は

今一度調べ直し員数書を作り変え、来る十八日迄に

指出しなさるよう。

一④右に述べた通りに各村で再調べ致しても、先達て差し出した通りで

(秤の数に)間違いがないならば、そのことを十八日迄に申し出る様に。

一⑤天田組の内には綛屋が多いのに検査すべき千木(秤が)

少ないのだから、 (これは) おかしいと (秤役人は) 申し出ている。これまた入念にお調べ

になるように。

⑥この際新に を(秤役人が)書き出してきているので、写しを送る。村々で写し取り (秤を)買いたいという者もあるだろうということで、 (新しい秤の) それぞれの値段

先々(の村)へお廻しになるよう。

⑦最近になって(新しく)秤を購入し傷もないため、 秤 検査は必要がないと

(間違って) 心得る者もいる。指し出さない者がい

なので、 て、後日(秤役人が)村々を点検して廻る際に(差し出し漏れの秤が)見付かっては問題 (庄屋は) これまた入念に御取り計らいの上、そのような人物が

いたならば指し出させる様に。

の上員数書を十八日迄に指し出しなさるよう。そういうことで⑧右の通りなのでそれぞれ心得違いのないように再調べ

〔語意・語法

る 。 方がはっきりする。 言う。千木秤「扛秤」 たり語調を整えたりする語 取れるが写し漏れか。 が多いようで割愛した。右写し指越候、 や格式張った物言いか。なお、「下」の原義は 違いは見いだせない。 が少ない。 の上に付き、その複合した動詞を丁重にいう。 1 \square をはかるために用いる。 「して下さる」。ただ「成下」と「下」との間に顕著な 我等 上書は本達しの後ろに書き留めてあるが、写し間違 口上書 被成下候「被」は敬語。「成」が「する」で 両人 二人の人物。 書面。 「指」(差) 「名代篠原孫市」名で差し出された 強いていえば、「成下」の方がや (扛秤)。棹秤の一種で、重いちぎり 「右写し指越し候間、 無数「かずなく」。ここでは数 罷出申 は接頭語。 一罷 村々二而 村々ニ而」の 意味を強め は 申 他 意味は 「与え 0 動 は 物 詞

> 役人が と。 浅までしかやってこない。 村まで秤役人が出向くのではなく、より和歌 詞の上に付き、 現したり、敬って表現したりする。**罷越** 「品」はここでは再調査の結果 申 湯浅へも取寄候哉 は補助動詞。 ?廻る。 可 その複合した動詞を丁重に 申 可 上の動詞 数が少ない場合には日高郡 「哉」は疑問を表す。 は話者の意志を表す (「廻る」) (数が少ないなど) のこ 「罷」は を改まって表 Щ 助 に近い 他 動 小 0 詞 湯 動

村々。**可被申候**「罷」は大庄屋の庄屋に対する丁寧語。③**其村々**「其」は相手のこと。ここでは達しを通知する

⑤紹や「綛屋」。「綛」は紡織して東ねた綿糸

⑥写し「口上書」の写し。

⑦**左様之筋**「筋」はぼやかして「こと」。

を抜いて書き留められている。 申越 言って寄越す。 川西はこれを写して村へ送っている。ここも代官の添え書き⑧右之通 ①~⑦は代官からの達し(の写し)か。大庄屋

②**候へ者** …だから。

因果関係。

「とも」を二重線で消し

著」を脇書きしているので読みにくい。**村々相廻り** 秤

【忍び細工人】

偽の秤役人が出没したようです。秤改めには百姓から

費用を徴収したため、「忍び細工人」が暗躍する下地が

あったのです。

るけいですとるかんのう~~~~~ 移かなりないとかとれるかいろう

小成方的品种状故意的名 少传称的一个多色的人是西色工人 けておめているちゃんのんりょうそうがしたる 出年路里上十多思地人好了城市 成艺艺艺艺艺生 人也是中海到了的我的主要了小多多家的 人人人不可以了自然之人的人

①別紙之通り秤屋より申し出で候に付き各心得の為写し 〔読み下し文〕

①別紙之通秤屋ゟ申出候ニ付各為心得写シ

指越候

六月廿八日

中村

指し越し候

②口上覚え

- 41 -

村々あて

② 口 上 覚

諸秤改二付追而見廻り之義者平日之事故

時々相廻り候筈候、 右見廻り之義ハ所々見当り

人江届ケ御役所へ訴出候事ニ候、 其節改之

候諸秤ハ封印付置、

持主名前留置、

所役

人へ (江)

届け御役所へ訴え出で候事に候、

其節改め之の

儀ハ若山表へ取集候筈ニ候

③近年秤直シと申立忍細工人村々致徘徊

候儀相聞候、 秤座改二罷出候節

御公儀幷ニ御地頭之御触を以此度之通先々

年
ら
所
々
改
所
構
へ
、
村
々
諸
秤
取
集
相
改
候
事

二候、 覆抔候儀ハ無之候、 ④見廻り之儀者前文之通ニ而一切村々ニ而致修 然ル処右忍ひ細工人相廻

候を打廻り役人抔と相心得候方茂有之趣

御通達可被下候、以上

相聞候二付、

右等之儀村々為心得申入置度候間

神善四郎名代

篠原孫市

文化三年寅六月 天田組御役所

諸秤改めに付き

追て 見廻り之義は

時々相廻り候筈に候、 右見廻り之義は所々見当り (者) 平日の事故

候諸秤は封印付け置き、 持主名前留め置き、 所役

儀は若山表へ取り集め候筈に候

③近年秤直しと申し立て忍細工人村々徘徊致し

候儀相聞え候、 秤座改めに罷り出で候節は

御公儀弁に御地頭之御触を以て此度之通り先

年より所々改め所構え、

に候、 ④見廻り之儀は前文之通りにて一切村々にて修

候を打廻り役人抔と相心得候方も(茂)之有る趣 覆抔致し候儀は之無く候、然る処右忍び細工人相廻り

相聞え候に付き、右等之儀

村々心得の為申し入れ置き度く候間

御通達下さる可く(可、被、下)候、以上

村々諸秤取り集め相改め候事

文意例

①別紙の通り (の内容で) 秤屋 (秤役人) より申し出でがあったので各の心得のため写し

送る。

②口上覚

諸秤改めについてだが、近々の (秤役人の)見廻りは平日に行なうので

時に応じて廻る予定である。その見廻りのことだが、所々で(提出しなかったために村で)見付かった

(検査をしていないのだから使えないように)封印を付け置き、持主の名前を書き留め、その場所の役

諸秤は

については 人へ届け(無届けの秤だということを)御役所へ訴え出る事になる。その際に (当初の近辺の小松原村ではなく) 和歌山へ取り集めるはずである。 (提出漏れの分の)

③近年秤の調整と申し立てて忍び細工人(偽の秤役人)が村々を徘徊している

御公儀(幕府)ならびに御地頭 という話がある。秤座(の役人)が検査に出向く際には (大名) の御触をもって今回のように、二年

前から所々改め所を構え、 村々にある諸秤を取り集め検査する

覆などすることはありえない。ところが右の忍び細工人が廻

のだ。④(その後の秤役人の)見廻りは前文の通りだから、

切村々で

(秤の)

って来たのを巡回の秤役人などと心得てしまう者もいるという話が暑えるできません。

耳に入ってくる。右等を村人の心得のため申し入れて置きたいので

御通達下さいますように。以上

〔語意・語法

語。 る。 1 (差) 」は接頭語。 別紙 中村 天田組大庄屋。 写シ ①が大庄屋の端書き。 ②以下の秤役人篠原孫市 別紙」のこと。 意味を強めたり語調を整えたりする 村々あて 天田組 ②以下を写して村へ送ってい 「口上覚」の写し。 0 \Box [上覚] 一七か村の村名 の内容 **指越**「指 りこ

が書かれていた

ため、 ② 追 而 届 廻り「相」は語調を整える語。 なるが。**事故**「故」の字は「候」の上から訂正している 17 ふだん。 ケ御役所へ訴出 るのか。 読みにくい。 近いうちに。 神社などで祭りを行う祭日に対比させて言って とすれば廻るのには都合がよいという意味に 村の実情を知らない秤役人なのでどこ 時々 見廻り之義「義」は「こと」。平日 時に応じて。おりにふれて。相 特に意味はない。所役人江

【触れ三度】

の地域でも通用する言い方をしてい

ます。寛政十年(一七九八)のことでしょうか。贅沢「高直(値)」の鉢植えを売買してはいけないと触れ

「所役人」は庄屋、「御役所」は大庄屋役所か。**若山表**

「表」は土地。地方。

③ 忍細工人

偽の秤役人。

罷出

罷

は他の動

詞

の上に付

名。秤役人の文章なので幕府法令の用語を使っている。き、その複合した動詞を丁重にいう。**御地頭** ここでは大

め】の項の注で述べたように、秤改めの触は二年前の文 先々年「先々」は前の前。「先々年」で二年前。 【秤改

化元年に出ている。

4

前文

② の こと。

打廻り

あちこち歩く。

巡

口

す

Ź.

「右」の「ナ」を訂正。**可被下**「可」は話者の意志を表**候**「趣」は、ある方向に向かっていく意味。「候」は相心得候方「方」はそれに属する人たち。**有之趣相聞**

す助動詞。「被」は尊敬を表す助動詞。**名代** 代理。

さぼる輩がおるということなのか。しかしいっこうに品だからということなのか、あるいは法外な利益をむ

代官所から直接役人が取締りに回る、というところに常 は代官が責任を問われかねない、もう放っておけない、 ず元のままです。これが三回目の触になります。これで これを守る気配はありません。そこで前年、文化二年 にたどりつくのです。なるほど庶民は、近代以降と違っ (一八○五) 再度の触れが出ます。だが状況は相変わら

> 守らねばならないという発想は、 返し繰り返し出され続けたのではなかったのか。法律は いようなのです。それだから、近世では同じ法令が繰 しろ、禁令に従おうなどとはこれっぽっちも思っていな て、博奕禁止にしろ、秤改めにしろ、この蘭売買禁止に 近代国家による民衆教

①別紙之通御勘定奉行衆ゟ廻文を以被申越 々迄不洩様相廻し可被申候、 候ニ付、 右写壱通指越候、 書面之趣小前末 仍之申越候、以上

六月廿三日

御代官所

政十午年従公儀被仰出候二付其段相

大庄屋宛

②近年高直之鉢植等売買致候趣ニ付、 寛

達候処、③心得違相止ミ不申趣ニ付 尚又相達シ

相達候処、④今以高直之蘭等売買致候者候様御年寄衆被仰渡候ニ付其段去年

〔読み下し文〕

育の産物なのでしょう。

①別紙之通り御勘定奉行衆より 廻文を以て申し越され

候に付き、右写し壱通指し越し候、書面之趣小前末

々迄洩れざる(不)様相廻し申さる。

可く(可、被、申)候、之に仍り申し越し候、以上(()な き(き)

②近年高直之鉢植等売買致し候趣に付き、

仰せ出でられ (被sh |仰 出|) 候に付き其段相

達し候処、③心得違い相止み

候様御年寄衆仰せ渡され(被||仰||渡||) 候に付き其段去年 申さざる(不)趣に付き、尚又相達し

(被三申 越二)

10年今至了好程主多多发发发生 まれいるまれたしるりるからのえるとし 以下大馬馬動程城中的 医生命果 ると見機私ちの一 到我一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个 年年度公養好 後ちょり子でれ られなん してもいかして 中アなり

A THE WASHINGTON たまないるをからるというようま おきていれているとしまりまるとうないと 没人于巴巴花神子也一个的多名家家 及えないとうれるできるななですか いればるちのればはないといるでいるる

6 いろろいかままるころは

からいるない

おくれ

中野

共多有之趣粗相聞不届之至二候、⑤已来

役人打廻せ、右体高直之品売買致候者

及見聞候ハ、取揚させ、急度咎可申付候

六月

条、此段小前末々迄可被相達候

⑥右之通被仰越候付写指越候、御書面之趣

条、

役人打廻らせ、右体高直之品売買致し候者共多く之有る趣 粗 相聞え不届き之至りに候、⑤已来共多く之有る趣 粗 相聞え不届き之至りに候、⑤已来相達し候処、④今以て高直之蘭等売買致し候者

見聞き及び候はば(ハ、)取り揚げさせ、

此段小前末々迄相達さる可く(可乊被;:相達;))候いの「まますえずぇ」(でつる あこたっ(き) 急度咎申し付く可く候

被相心得小前末々迄不洩様入念相通

可被申候、 仍之申越候、 以上

六月廿九日

村々宛

中村

⑥右之通り仰せ越され(被:|仰 越:) 候に付き

御書面之趣

相心得られ

二相心得」)小前末々迄

申さる可く

〔文意例

①別紙の通り(の内容で)御勘定奉行衆より廻文でお申し越し

別紙一通を渡す。(大庄屋は)

書面

(別紙) の内容を末

になったので、

端の百姓に至るまで伝え洩れのないようにお廻しするよう。そういうことで伝える。以上

②近年(庶民の間で)高値の鉢植等を売買する動きがあり、 寛

政十午年公儀より(禁令を)仰せ出でになったのでその禁令を(借用して紀州藩でも)

達した。ところが、③(庶民の)考え違いが止まらない(売買が続く)ので、さらにまた達す

る様 (藩の) 御年寄衆が仰せ渡しになったので禁令を去年

達した。しかし、④今もって高値の蘭等を売買致す者

共が多くいるという事実が概略耳に入り不届きの至りである。⑤これからは

役人を巡回させ、右のような高値の品を売買する者を

見付けたならば (品物は役人に) 取り上げさせ、 (藩は) 厳しく咎を申し付けるであろう

(代官は) 以上のことを百姓の末々迄お達しになるように。

から、

- 49

写し指し越し候、

被抗

洩れざる(不)様入念に相通し *(る) にゅうねん

(可ゝ被¸申)候、之に仍り申し越し候、以上(´´ミ)ゐ まり(ミ)

⑥右の通り (代官が) 仰せ越しになったので写しを渡す。 御書面 の内容を

お心得になって百姓の末々迄伝えもれのないように入念に通 なさるよう。そういうことで伝える。以上

(語意

書面ではなく書面 1 別紙 ② 5 が 勘定奉行の触れ。 の内容のこと。 これを代官が写して端 ここでの 別 紙 は

書きを加えて大庄屋に送り、大庄屋はそれを写して⑥の

奥書を加え村に送った。 一人のこと。「衆」は人を表わす名詞などに付い 御勘定奉行衆 勘定奉行 て、 . の内 親 0)

越「被」 尊敬の意を添える。 は尊敬を表す助動詞。 廻文 各代官の 受身ではない。 間を 廻す。 仰 被申

(3) (7) 御年寄衆の場合) は行く。 右写壱通 ではなく「申」を使ってい 「別紙」 る。 一廻

越

来る。

のこと。

たり 文」の写し。 語 調を整えたりす 指越 「指 ,る語。 (差) 」は接 書 面之趣 (頭語) 書 面 意味を強め は 別

姓と考えてよ ていく意味。 趣 は、 事柄の方向。 (V 同じ「こと」でも、 末々」 **小前末々**「小前」 は末端に至るまで。 ある方向 は通常の百 向 不洩 か つ

高

価

=

商売致間

敷申渡候条、

其旨相心得

候

様

向

クえ

に意味があるわけではない。 洩 は伝え洩 れ。 相 廻し「 相 可被申候 は語調を整える語。 可 は話し手 語 0

助 意志を表す助 動 詞。 上 0 動詞 動詞。 (「廻し」)を改まって表現 「可…候」の方が丁寧。 申 は 補

敬 大庄屋名があったものを、ここも大庄屋が書きかえた。 名・印があった。 って表現したりする。 大庄屋が書きかえたか。 御代官所 日高郡代官津秦 大庄屋宛

は丁寧語。 ②高直「たかね」とも読む。 趣」 は、 同じ「こと」でも、 高値のこと。 ある方向 致候趣 「致

之品不相応ニ高価なるを翫ひ 鉢植もの、 かっていく意味。 寛政十年 (一七九八) 至て高直ニ売買いたし候趣相 事柄の方向。寛政十午年従公儀被仰出 八月、 候儀は有之間 大目付宛、 聞 敷 候、 「近来品 事 都 二 候 で不 珍

候

氏

③心得違 思い違い。御年寄衆 紀州藩年寄。被仰渡「仰

と、鉢植えの幕府触れ全体。

渡」は「申渡」の敬語。「被」も敬語で二重敬語。

④**有之**「之」は強調。**粗相聞**「粗」は大体の所。概略。

る。右体「体」は物事の有り様。急度 厳しく。必ずや。⑤已来 今後。打廻せ「打廻」はあちこち歩く。巡回す

可申付候条「条」は…なので。

⑥右之通 ①~⑤の内容。写指越「写」は「被仰越」の書

面

の写し。相通「通」は

「達」を訂正

までなってしまったのです。主治宝が話題にした、それを周囲が忖度してこの調査にれないのは藩主治宝。要するに、焼き物に関心を持つ藩

いう申し出、

〔釈文〕

哉之趣」、調査するように御命じになったのだろうかと

だったのです。

「御命じになった」かもし

が出ます。

けれどもその発端は、

「吟味致候様被仰出候

| 仰せ出され候哉

勘定奉行から日高焼や甚兵衛焼の調査をするように達

之通御勘定奉行衆ゟ被申越候付、右壱通又ハ甚兵衛焼と申是又何ケ有之候由ニ付、別紙①日高郡中之内ニ日高焼と号候瀬戸物有之、

[読み下し文]

する松中人の自己はしてろいかである よいるをはってとくのちるといいというの お彼んかとうりとないのでするい るかんかんともだらいないかんなると はなるなと

回る機での多地でもからる さるころできるころところとのころいろいろいろいろ いったいなどもはなりところとうというないというないると る流れけんかったましんのうろ るとういうるというか 大大大大 となる。 いろしてかれるころ 全教会馬方生後

うちてかないのかんない まといいるできるからかからでかっていまする 了一种多人人们的写得我们的美女 おりまったのころのなりでとうい るまないいつしいおはいいむるるの ちどうとうとうなるとうなりないと はそのかとる てる外名の文

をままなりとをした 8 木でのからけるでんなからる そろなけること

当時何体之物焼候哉、色・品・所・名前等得と 指遣シ候、②右書面之趣を以其組々之内相調べ、 相調させ、早々書付可被相達候、 仍之申遣候、以上

津秦友七

七月十九日 大庄屋宛

③日高焼と号瀬戸物何ケ有之、又甚兵衛

焼と申是又何か有之候、

③日高焼と号す瀬戸物何か之有り、又甚兵衛 当時何体之物焼き候哉、色・品・所・名前等篤 指し遣し候、②右書面之趣を以て其組々之内相調べ、 相調べさせ、早々書付け相達さる 可く (可) 被:|相達|) 候、之に仍り申し遣し候、 (べい) あた。(*) 申し越され(被::中 越:) 候に付き、右壱通

(得)と

以上

大慧院様御代より之事に候由、日高之たけには、おんだいのの 焼と申す是又何か之有り候、右

大恵院様御代ゟ之事候由、日高之(慧)

候様被仰出候哉之趣ニ而、森玄番方被談(番) 甚兵衛焼も日高之甚兵衛ニ候哉、④吟味致 何と申者焼候処、いつ之比ゟ相止ミ候哉、

事ニ候哉、御調へさせ、相分り次第其品書付

⑤右ハ定而御配下之事ニ而、右等之趣相分有之

御出し候様ニ存候、仍之申越候

七月十八日

高木兵大夫

津秦友七殿

⑥右之通被仰越候付、写指越候、御書面之趣 被相心得いつ之比相止ミ候哉相調へ、⑦委細

書付来ル廿九日迄之内指出し可被申候

右延引候而ハ達ニ指支候間、

右日限無

間違、 書付可被指出候、 仍之申越候、 以上

中村伊左衛門

七月廿三日

村々宛

⑧廿四日九つ時前ニ嶋ゟ届キ、

七つ半時ニ薗へ遣ス 同日

> 甚兵衛焼も日高之甚兵衛に候哉、④吟味致し 何と申す者焼き候処、いつ之頃(比)より相止み候哉、

候、⑤右は定めて御配下之事にて、右等之趣相分り之有る 森玄蕃方談ぜられ(被」談)

御出し候様に存じ候、之に仍り申し越し候 事に候哉、御調べさせ、相分り次第其品書き付け

⑥右之通り仰せ越され(被::仰 越:) 候に付き、

写し指し越し候、御書面之趣

相心得られ(被||相心得|)

いつ之比相止み候哉相調べ、⑦委細

書き付け来る廿九日迄之内

指し出し申さる可く(可」被」申)候、

右延べ引き候ては達しに指し支え候間、

右日限

間違い無く、書き付け指し出さる

可く(可」被:|指 出;) 候、之に仍り申し越し候、以上(く)の *(こ)だ(*) ⑧廿四日九つ時前に嶋より届き、同日

七つ半時に蘭へ遣す

①日高郡の内に日高焼と称する瀬戸物がある、

または甚兵衛焼と申すこれまた何かあるそうだということを別紙

の通り(の内容で)御勘定奉行衆がお申し越しになった。そこで、 別紙 (写し) 一通

を差し遣わす。②右の書面 (別紙)の (問い合わせ) 内容で各組々の内を調べ

その頃どのような物を焼いていたのか、色・品・所・名前等じっくりと

調べさせ、早々に書き付けをお達しになるように。そういうことで伝える。 以上

焼と申すこれまた何かがある。 ③日高焼と号する瀬戸物が何かあるし、また甚兵衛

右は

何という者が焼いていたのか、ところが、いつの頃から廃れたのか、 大慧院様の時代からのことだというが、日高の

甚兵衛焼も日高の甚兵衛なのか、④よく調べる

ようにと(治宝様は)おっしゃったのではないのかというようなことを、森玄蕃の部下がお話に

(焼き物の) 件は確かに (日高代官の) 御支配域のことなので、この問い合わせの事柄はまず分る

のではないのか、 (代官は大庄屋に)調べさせ、分り次第その内容を書き付け、

なった。⑤この

御出しになるように期待します。そういうことで伝える。

⑥右の通り(の内容で代官が)仰せ越しになったので、写しを送る。 御書面の内容を

お心得になっていつの頃廃れたのかを調べ、⑦(庄屋は)委細を

書き付け、来る廿九日迄の内にお指し出しになるように。

が延び延びになっては (代官宛の) 達に差し支えるので、 右の日限を

間違えずに書付をお指し出 しになるよう。そういうことで伝える。 以

⑧廿四日九つ時前に嶋村より届き、 七つ半時に薗村へやった。 同日

意・

中之内 重複表現。 日高焼 和 歌山県史』 近世 に、

「あまり内容のよくわからないも

のに、

甚兵衛焼

• 善

に

明寺 六世玄了が、 焼 が ある」として、 宝暦年間 (一七五一~六四) に焼 「善明寺焼は、 島 0) 善妙寺第 (V たも

のという。 ば 日 高」・「島」・「善明 寺 印と

(一七五九) の玄了の死去により、 ぜんみょう」の彫銘などがある。この窯は、 廃絶したものと思わ 宝暦九年

藩主治宝は、文政初年 れる」と述べる。この善明寺焼が日高焼のことか。 (一八一〇年代末)から、 自分の 十代

きがあったことに注目したい。 ているが、それより早く、この文化三年にこのような動 興味や産業育成のため、 焼き物に関心を示したとい **有之**「之」 は強調 甚兵 われ

衛焼

「元和年間

(一六一五~二四) に頼宣に従って紀州

官。

書きを加えて代官は大庄屋に送っている。

よって焼かれたと伝えられる…銘はなく、 来た御 瓦師 寺嶋甚兵衛もしくは御茶碗 師 了々斎などの 原 甚兵 衛

のこと。 山県史』近世)。 有之候由 何ケ 由 見なれない表現だが、 は伝聞 0 「…ということ」。 何 か 別

箱書によって甚兵衛焼であることが知られる」(『和

歌

行衆「衆」は尊敬。 紙 3 5 5 勘定奉行からの書 被申越「被」は尊敬を表す助 面の内容のこと。 勘定奉 動 詞

越 は行く。 来る。右壱通 右 は 「別紙_ 勘定奉

人をやる、 味を強めたり語調を整えたりする語。 行からの書面の写し。指遣シ「指 代官が受け取った③~⑤の達しを写し、 行動させる、 物をやる。 (差) 津秦友七 」は接頭 遣 は 1) 日 上位 高 語。意 者 が

す。 し手の は、 し手 13 書 させ」。 える語。 遣 向 面 物事の有様。 が か 0 は 意志を表す 組 聞 0 写 補 当時 語に意味があるわけではない。 々し き手 てい 助動詞的 は ここではその時。 0) く意味。 趣 日 側にあると考える人や物などをさし示 助 様子。 高 動詞 に は、 郡七組。 事柄の方向。 可被相達候 尊大な気持ちをこめて、 同じ「こと」でも、 「可…候」 相調べ「相」 その当時。 「可」は単独でも話 其組々「 0) 厳密には 方が丁寧。 は 何 其 体 あ 語調を整 る 「調べ _ : L 体 は話 申遣 方向

②右書面之趣

右書面」

は

「別紙」。

勘定奉

行

から

Ó

史』は日高焼・甚兵衛焼共に「あまり内容のよくわ 宝暦七年 ③ 大慧院 日高之何と申者 (一七五七)。 六代藩主宗直。 (中略) 御代 ここではその時代のこと。 日高之甚兵衛二候哉 在位は正徳六年 (一七一六) ~ 和 歌 から Ш 県

てやる」

④ 吟 味 よく調べる。 吟味致候様被仰出候哉之趣二而、 森

分からないものだった。**何と申者焼候処**

「何と申者焼候

老中の行為に使う。 いうように読める。

か。

相止に候哉「哉」

は疑問を表す。

(5)

相分」

0)

強調。

可

もの」とするが、

すでにこの文化三年の時点でよく

れ

を汲んで、

日高代官宛の達しにまでなってしまったと

ちなみに「仰付」は藩、

仰

だ渡」は

r V

という程度のことを勘定奉行に話した。

勘定奉行もそ

b

りも 現だから、 り。 ない。治宝は単に焼き物についてつぶやいただけなの で勘定奉行に指示したというようなはっきりした話では 而」とあるから、 の点と、 治宝直轄で、 玄蕃方被談候 (ここでは玄蕃) に属する人たち。また、それをする係 (治宝が) 知れない。 四〇四二) つまり玄蕃本人ではなく内証方の役人が述べた。 格別二相 「被仰出」 仰せ出たのだろうか、 「被仰 0 これを耳にした内証方役人が気を回 隠然たる権力を持ってい 勤」とある 森玄蕃は文化三年六月に「 広敷は内証方。 出」たのは治宝。 (治宝が) は藩主もしくは公儀の行為に使う表 (天保四年 調査をするように仰せ出 忍びの者の 仰せ出たのかもしれな 森 「被仰出候哉之趣こ た。 角 左 御広敷向 方 元締め。 「系 はそ 藩主 元 た か X

)**右ハ定而**「定而」ははっきりと。 相分」 より強い表現に思える。 明らかに。 相分有之

出 し候様二存候 婉曲表現。 「可被出候」 はもちろん、

御

出

可

被下

-候

よりも遠回しな言い

方。

のでなく、 行。**津秦友七殿** この達は高木兵大夫が各代官に出したも ことを依頼しているという心理か。高木兵大夫 に思うなあ」。 日高代官である津秦友七だけにあてたことが 勘定奉行としては代官に役務外の余計な 勘定奉

⑥**右之通**…

わかる。

勘定奉行の独り言の形。 「書付をお出しになるよう つ半 る。 ③ 廿四日… うにみえる。

代官が達してきた①~⑤を写したうえ、その

相手に求めな 7 の「早々」という文言同様、)延引候而ハ達ニ指支候間、 達の末端になればなるほど、それは増大していくよ

尋常ならざる気遣い

が 0)

?分か

右日限

無間違

津 秦

触 n 奥に大庄屋が⑥~⑦を加えたもの。

午後五時。 ⑧は庄屋の書き込み。 遣 ス 「遣」は、 (動作者への敬意が失せ 九つ 午前十二時。七

て)人を派遣する。 他へやる。

| 彦次郎、 威光を笠に着る】

製之 寛政 甘蔗の取り締まりを行なっていたのでしょう。 官津秦氏は甘蔗方役人と記していますが、 肩で風を切って、 一三六七二) 時 何とも高圧的な達しがあるものです。村井彦次郎。 八八年 小 姓 頭 頭 取 (一七九六) に「甘蔗御 で、 相 とありますから、 勤 広敷 可申」(文化 藩の専売組織御仕入方の取扱品である ・奥向き御用も兼 藩主治宝の威光を背に、 八年 用 . 村 掛り被仰 井 ね 玄蕃 てい 彦次郎はこ 付、 ました。 系 砂糖 譜 代

が役人に 姓にやらせるの意味が四か 他の古文書中の七か所も、 せ」は使役。 本項以外六点の古文書に七か所ですから、一つの達しに か所もあります。この第三集には、一七点の古文書 か所というのは異常に多いことが分かります。 ところでこの達し、 「取揚させ」、 上位の者が下の者にやらせるの意味です。 「させ」が35 (二つ) 67の五 日高焼について、 所、 勘定奉行・代官・ 後は 禁制の 蘭を勘定奉行 勘定奉行 大庄屋 元が百 代

Ŧī.

す。 官がそれぞれ庄屋に「調(へ)させ」、という使い方で

本項では、あってもいいが、なくてもいい「させ」は

③の一つだけです。⑤の二つ目は村役人が不行き届きだ

が、「大庄屋共に」とすれば理解できます。大庄屋に庄ために意図的に使っています。⑦は分かりにくいのです

⑥⑦は必要ありません。相手を見下すために使っている屋宛てに「御通させ」なのです。⑤の一つ目、二つ目、

通常文末は形式文言で、たいした意味はありません。

にすぎません。

「大庄屋共へ相達可被申候」でいいわけですね。「致

度」を使いたいのならば、「大庄屋共へ御通有之様致度

か文

①別紙之通甘蔗方ゟ申来候ニ付右写指越候

書面之趣取計可被申候、已上

八月十日

津秦友七

だったらいいなあ」とつぶやいてみせる、そうすること(御座・存)候」です。頼むことも遠慮して、「そう

で間接的に依頼するという婉曲話法です。しかし、本項

最後の、⑦「右之趣夫々大庄屋共へ御通させ有之様

度」は、そうあるようにしたいのだという、やはり尊大

さらに、「様」で一文を終えているところが②③⑥のな表現なのです。いやですねえ、こういう人って。

三か所、③は「御通」でいったん結んでいて、⑦は「可

語・ていねい表現の「被」にいたっては、見事に一か所申旨」で切っています。文章表現が尊大なのです。敬

分に味わってみて下さい。

も使っていません。威光を笠に着た人物の文章表現を十

[読み下し文]

書面之趣取り計らい申さる可く(可」被」申)候、以(已)上①別紙之通り甘蔗方より申し来り候に付き右写し指し越し候、

役人罷り越し候筈に候間、村々甘蔗植え付け場所入念に②御支配在々、当寅年甘蔗生え立ち見分けに近々より

作文記をしる言言 甘意以上是えかと あることというとういんと いれる方法なるかられるなるとなる 支机子为 是村政人大臣的事他人大 は人名成一名人名材主意然在分枝別人名 いいはというまりなんかとかれるが、ころん ろんなゆて はまると

つまっとうなんであってかるとん は例へびかれ村後(元大をし くれるるろうつつ 8

②御支配在々、 当寅年甘蔗生立見分ニ近々ゟ

地引帳を以案内致見分受候様、 役人罷越候筈候間、 村々甘蔗植付場所入念 ③尤村々二而無指

支様ニ可取計旨村役人共へ御通、 夫々作人共へも

心得させ候様

④在々植付之甘蔗所ニゟ猥ニ折取荒候而作人共

難儀之趣申出候、

⑤都而野あらし制道之儀ニ付

而ハ追々相通させ候儀も有之事ニ候処、 右体徒ニ

荒させ候段村役人共不行届ニ相聞候、

⑥右者先

其段早々砂糖役所へ訴候様村役人共へ相通シ 制道有之様、 ⑦若此後荒候者も有之候ハ、召捕置

可申旨、 右之趣夫々大庄屋共へ御通させ有之様

致度、 仍之如此二候、 以上

八月六日

村井彦次郎

口六郡· 宛

⑧右之通被仰越候付写指越候、 御書面之趣被

相心得地引帳入念認置可被申候

尤甘蔗

地引帳を以て案内致し見分け受け候様

③尤も村々にて () 指

支え無き様に取り計らう可き旨村役人共へ御通し、 夫々作人共へも

心得させ候様

④在々植え付け之甘蔗所により猥りに

折り取り荒れ候て作人共

ては追々相通させ候儀も之有る事に候処、右体徒に 難儀之趣申し出で候、⑤都て野あらし制道之儀に付

荒させ候段村役人共不行き届きに相聞え候

⑥右は(者)先

達てより相触れさせ候趣を以て

大庄屋 胡乱者改め共厳しく

制道之有る様、 ⑦若此後

荒し候者も之有り候はば(ハ、)召し捕らえ置き

致し度し、こに仍り此の如くに候、 申す可き旨、右之趣夫々大庄屋共 其段早々砂糖役所へ訴え候様村役人共へ相通し へ御通させ之有る様

折取候者有之候ハ、其段可被申出、 依之申越候、 以上

中村

八月廿一日 9八月廿五日五つ時嶋 お参り 薗へ直ニ遣

むらくの宛

写指し越し候、御書面之趣

相心得られ 被抗 三相 心得」)地引帳 入 念に認め置き

申さる可く (可」被」申)候、尤も甘蔗

折り取り候者之有り候はば其段申し出でらる可し (可)被:中 出;)、之に依り申し越し候、以上《こ)を きっこいで)、これ

八月廿一日

9八月 廿 五日五つ時嶋より参り

薗へ直に遣す

①別紙の内容で甘蔗方から伝えてきたのでその写しを渡す。

書面の内容をお取り計らいになるように。以上

②御支配下の村々に、当年寅年分の甘蔗生え立ちの見分けに近々より

(甘蔗方)役人が出向く予定である。(庄屋は)村々の甘蔗植え付け場所を入念に、

地引帳を使って案内致し見分けを受ける様。③もっとも村々で差

(庄屋が) 耕作人共へも

支えないよう取計らえと、村役人共へ通知。それぞれ

心得させる様

④村々で植え付けている甘蔗だが、場所によっては、みだりに折り取り荒し(をする人物がい)で耕作人共が

だから繰り返し(野荒らし禁令を庄屋に)通達させているのだが、このようにむやみに 難儀していると申し出ている。⑤すべて野あらしは禁止なの

(無法者に) 荒させているということは、村役人共が不行届だからであるようにみえる。 ⑥これに対しては先

達てより (庄屋に) 触させている達しがあるのだから、大庄屋・胡乱者改共は徹底して

禁止する様。⑦もし今後も荒す者があったならば召し捕えて置き

それを早々砂糖役所へ申し出るよう、村役人共へ通

すべきこと。右のことをそれぞれの大庄屋共に(代官が) 通達させるように

したい。よってこういうことである。以上

⑧右の通り (代官から) 仰って来たので写しを送る。 (庄屋は) 御書面 0 内容を

お心得になり地引帳を入念に認め置きなさるように。もっとも甘蔗を

折り取るような者がいるならばその点をお申し出になるように。そういうことで伝える。 ⑨八月廿五日五つ時嶋村より(この書面が) 参り、 薗村へ直(すぐ)に渡す 以上

(語意・ 語法

①別紙之通 別紙にある通り。 「別紙」は②以下。 村井彦

次郎から各代官宛ての書面

の写し。これを写し、

①の代

官の端書きを添えた上で、代官は大庄屋に送ってい る。

甘蔗方 藩専売組織御仕入方の甘蔗役所。 る。右写指越 (し) 」は、甘蔗方からの書面は代官の手元に残し、そ 右 は 申来 言って来 写

0)

の写し(②以下)を大庄屋に送る。

「指

(差)」は接頭

語。 意味を強めたり語調を整えたりする語。 「越」は、

尊敬を表す助動詞。受身ではない。 手の意志を表す助動詞。 寄越す。 動 詞 (「取計」)を改まって表現したり、 書面 別紙のこと。 「可…候」の方が丁寧。 可被申候 申 可 は補助 敬って表現 単独でも話 動 一被」は 詞。 上

郡各大庄屋が記してあった。

たりする。津秦友七 日高郡代官。大庄屋あて ここに日高

筈候間 級 る。 5 を丁重にいう。 ②**御支配在々**「御支配」は各代官がそれぞれ支配してい ・耕作人等を記した帳面か。 地引帳 罷 は村 は 検地帳に類する、 一越 他 々。 の動詞の上に付き、 生立見分 は行く。 受候様 来る。 生育状態の 甘蔗畑の場所 その複合した動詞 間 「受可被申候」)検分。 は 面積 「…だか 罷越候 · 等 が

③ 可 言止めとした。 させ」 御通可被致候」がよい。作人 取計旨「旨」 は「達」にくらべ敬意が低い。 は 大庄 尊大さが臭う。 屋を通じて庄屋が作 はものごとの意味 耕作人。心得させ候様 御 人に心得させる。 通有之様」 御通 内容。 御 通 村役 の意。 で体 人共

ふさわしいだろう

6

可被為心得候」だとすばらしい

うだろうか

⑤野あらし かっていく意味。 4 ら次へと行われるさま。 難儀之趣 ここでは取り締まりの対象。 趣」 作物を盗み取ること。 事柄の方向 は、 同じ「こと」でも、 相通させ 禁止。 大庄屋を通じて庄屋に 制道 追々 政道。 ある方向 物事が 取り 締 に向 次 か ま

追々」通達させた。

相

は語調を整える語。

語に意

口六郡

(名草

海

を意味する語の中で、 せ」ているんだの意。 ために敢えて使っている。 させ候段 は物事の有り様。 味があるわけではない。有之「之」は強調。 「させ」は、 徒 二 最も広範囲を代用する語 「段」は「こと」。 村役人の「不行届」 むやみやたらに。 「不行届」だ、 わけもなく。 つまり の責任を問 「…のこと」 右体 体

か。 意。 すでに触れた達があるのだから、 て触れさせた。 |相触させ候趣| ここも代官が大庄屋を通じて庄屋 各郡一人。 胡乱者改 取り締まりを軸とする役儀。 制道有之様「制道有之様可被致候」でど 「趣」は、ここでは、 その規定を使って 既成事実として 大庄屋と対等 E かか

之様致度 欠 うであるようにしたい」。 大庄屋に「御通させ」 はなく「に」にしないと誤解が生じる。 ⑦可申旨 「 ((奉) ít る、 乱暴な物言 「可申旨可被達候」の省略形か。 存 ((奉) 候」が抜けた、 存) 0 る。 候 大庄屋共へ 口六郡宛 に似てい 有之様致度 逆に威 御 る 圧的 が、 婉 通させ ここは代 てい な表現。 曲 謙 用 譲 法 ね 表 0 (V _ そ さに 現 有 0

± ういう書き方をしていたのかは分からない。 那賀・伊都 ・有田 日高各郡)代官宛。 具体的にど

書面 書を加え、 ⑧右之通代官から送ってきた①~⑦を写して、 仰 も敬語。 (村井氏から来た書面を代官役所で写したもの)を 大庄屋は村に送った。 二重敬語。 写指越 大庄屋は代官から来た 被仰越「被」 に加え (8) (7) 奥

> むらくつ宛 天田組一七か村名が記してあったが 中村 天田組大庄

つまり庄屋に宛てたものは写しの写し。

坊村庄屋がこの形に変えた。

直二遣 ⑨八月…
⑨は御坊村庄屋の書き込み。
五つ時 遣 はてい ね 61 ではない表現。 ここでは渡す。 午前 八

時

【月代致させ】

手元に残し、

それを写したものを庄屋宛に送っている。

送る。

援しています。ここでは帰途の荷物持ち人足を出さなけ ては、ここに見られるように、 を統轄しました。その聖護院が熊野 京都 聖護院 (聖護院門跡) は中世以来、 農民 \sim 往復するに当たっ 町 人が経済的に支 熊野の修験者

> る舞い ら百姓はよほど見苦しいのでしょう。 ればなりません。 も奔放な百姓。 「見苦敷」を二か所で使っていますか これを何とかしようと大庄屋は しかも、 立 当ち居 振

之筈ニ候、 聖護院様、 夫ニ付人足割賦之儀ハ追而 九月十一 日印 南御昼、 小松原御 可 申 越 侵間 止 宿 無

指支割賦相廻り次第指出し可被申 ②以前之通小松原

后井関

迄持通候

答候間、 支度等

〔読み下し文〕

起なのですが。

之筈に候、夫に付き人足割賦之儀の ①聖護院様、九月十 日印い 南貓 御 昼 小松原御止 宿

追って 面 申し越す可く候間

指支え無く割賦相廻り次第

格受到雅格了少女孩子了 九人人不看多利安地传与学院大学 れてきないるけいろしゃろないならえをなる いるとかいなるとうというないとなってもある 見り後れ 多大小子子子里到街上人工去了领方之 かりょううちのでる小なない上る いるればないかったからなってろう 夏季冷水气

人名所書品人方のないる 也多多來几少沒我勿傷少矣我小多多多人 ちからるまでくるちれいできているし たろうりであるではんかっている 打打艺客 中年一年一日之人的一大大大大大大大 らろろない 中田子 うれる いくかいおまでとうからかる 中野岛

其心得にて用意致罷出候様

九月四日出廻状、 五日夕六つ時着

直ニ薗へ遣候、湯浅迄通ニ

申来候、支度入念出候様

④人足長髪・乱髪ニ而ハ見苦敷候間、 月代致させ候様

⑤右人足、老人・子供ハ出し申問敷候、余り見苦敷物

着不致様

⑥右人足出候者、無礼・無作法等無之様相慎せ、

用事之外高声ニ咄し等致申間敷事

⑦人足肝煎ハ品ニゟオ領相兼之儀も可有之候間

羽折着、出候様

8火之元用心堅相守候様取計可被申事

⑩右之通ニ候間、 ⑨御当日葬礼不致様、 夫々入念御取計可有之候、 勿論火葬ハ急度不相成候 依之

申越候、 以上

中村伊左衛門

九月朔日 ①八つ時小松原ゟ着、七つ時名屋へ遣

御坊・名屋・浜之瀬・ 田井宛

②以前之通り小松原より井関迄

指し出し申さる可く(可」被」申)候

持ち通し候筈に候間、

支度等

其心得にて用意致し罷り出で候様

③右、九月四日出で廻状、五日夕六つ時着 直に薗へ遣し候、湯浅迄通しに

④人足長髪・乱髪にては見苦しく(敷) 候間

申し来り候、支度入念に出で候様

月代致させ候様

⑤右人足、老人・子供は

出し申すまじく (間敷) 候、余り見苦しき物

着致さざる(不)様

⑥右人足に出で候者、無礼・無作法等之無き様相慎せ、 用事之外高声に咄し等致し申すまじき事

⑦人足肝煎は品により

羽織 (折) 着し、出で候様

宰

(才) 領相兼ね之儀も之有る可く候間

⑨御当日葬礼致さざる様 ⑧火之元用心堅く相守り候様取り計らい申さる可き事

勿論火葬は急度相成らず(不)候

⑩右之通りに候間

夫々入念に御取り計らい之有る可く候、之に依り *****

申し越し候、以上

九月朔日

⑪八つ時小松原より着

七つ時名屋へ遣す

予定である。それについて(村から差し出す)人足の割り振りのことはあとで通知するつもりだから、 ①聖護院様は、九月十一日印南で御昼を召し上がり、小松原で御宿泊なさる

割り振りについて(通知が)廻り次第、支障なく(各村から人足を)指し出しなさるように。

②以前の通り、小松原より井関まで(人足は荷物を)持ち通さなければならないのだから、支度等は

③右について九月四日出での(訂正の)廻状が、五日六つ時着、直に薗村へ送る。

そのつもりで用意し出かけてくる様に。

(代官から)言って来た。(だから人足は)仕度を入念にして出てくるように。 (井関まででなくその先の)湯浅迄の持ち通しを

⑤右の人足について、(頭数だけそろえても役に立たないので)老人・子供を

④人足は長髪・乱髪では見苦しいので、月代を(剃った髪型に庄屋が)させるように。

(庄屋は)出してはいけない。(人足は)余り見苦しい物は

着ないように

⑥右の人足に出 る者は無礼 ・無作法等のないよう (庄屋は)

用事のほかは、 大声で話等しないこと。

⑦人足の肝煎は品格によっては(その上の責任者である)宰領をかねることもあるので、

(その可能性を考えて、肝煎は) 羽織を着て出てくるように。

⑧火の元用心をかたく守るよう (庄屋は) お取り計らいになるべきこと。

⑨御当日、 葬礼は致さないよう。 もちろん火葬などとんでもないことだ。

⑩右の通りだから、 それぞれ(庄屋は)念を入れて御取り計らいあるように。

申し伝える。 以上

(11)

(書状は) 八つ時小松原 (大庄屋役所) より着、 七つ時名屋村へ送る

語意・ 語法

門がき ①聖護院 中世以来、 熊野の修験者を統轄したのが聖護院

ここに見られるように、

農民

町

人が聖護院

や修

ることが分かる。

止宿

宿泊。

人足

伝馬所の人馬が

不足

熊野街道伝馬所 験者の活動を経済的に支援している。 (幕府では宿という) 0 印 南 伝馬所では 印 南町。 百姓 藩 0

す。 動詞。 ŋ は行く。来る。 する場合に近在 ふ・かっぷ」ともいう。 「…なので」。 可…候」 可 0 の方が丁寧。 村々が負担 無指支 は単 後ろの「指出 独でも話し手の 割り振り。 した。 間 荷物 は 可申越候間 人足。 原 し可被申 因 意志を表 理 割 候」に 由を示 賦 がす助 越 ゎ

か かる。 割賦 割賦 の通知が。 相廻り 相 は語調を整え

道伝馬所。

小松原は印南の北だか

5

聖護院は帰途であ

を次の伝馬所まで運んだ。

小松原

御坊市。

同じく熊野街

の役務として、

待機している人馬が、

公用の役人や荷物

たりする。 では「指出し」)を改まって表現したり、敬って表現しでは「指出し」)を改まって表現したり、敬って表現しき敬を表す助動詞。「申」は補助動詞。上の動詞(ここる語。語に意味があるわけではない。**可被申候**「被」は

の原谷までのはず。それを「井関迄」ということで「持町)・湯浅(湯浅町)と続く。本来小松原からの伝馬は隣馬所。伝馬所は小松原の北に原谷(日高町)・井関(広川断)。熊野街道伝がる。小松原ゟ井関迄持通 井関(広川町)も熊野街道伝

遣ス「遣」は、(動作者への敬意が失せて)人を派遣すが届いたのでこの位置に注記した。**六つ** 午後六時頃。様」がのちに届いた廻状の内容。②に対する訂正の廻状右について。「九月…遣ス」は挿入文。「湯浅迄…出候る」は上屋の書き込み。「右」は②のこと。

き、その複合した動詞を丁重にいう。

通」と表現している。罷出「罷」は他の動詞の上に付

「湯浅迄」の持ち通しの延長。そこで「仕度入念」とした四日付け廻状で言ってきたのが、井関よりさらに先のにあった「小松原ゟ井関迄持通」について、追って届い

④月代 頭髪の中央をそり落とした、整った髪型。致させ

ている。

「させ」は使役。

⑦**肝煎・才領** 肝煎と宰領(才領)の語はどちらも責任者⑥無之「之」は強調。咄し「咄」が「山」偏。

督・取締を意味している。羽折(織) 身分・格式を表す肝煎は下位の世話役のことで、宰領はそれより上位の監の意味で使われるが、ここでは両者は区別されている。

の上から「様」以下に書きかえている。 ⑧**火之元用心** 待機場所でのたき火のことか。**候様**「事」 ための道具として使われている。

⑩右之通 ①~②、④~⑨は大庄屋からの達し。依之は修験道がなじまないのか。急度 きびしく。決して。9葬礼不致 通行の妨げばかりでなく、葬礼を行う仏教と

ことなので。以上のようなことなので。朔日 一日。中村「之」を読まずに「よって」としてもよい。右のような

念出

『候様』

は大庄屋の記述。

九月朔日付け

10

申来」は大庄屋に代官から言って来た。

る。

他

へやる。

湯浅迄…出候様

のちに届い

た廻状

の内

の②項では、

伊左衛門 天田組大庄屋。

頃。七つ午後四時頃。小松原 ⑪八つ時… ⑪は御坊村庄屋の書き込み。八つ 午後二時 ⑩の宛先に小松原村は入っ

【せんだくふとん】

ました。ついてはそのための布団がいるのですが、わざ

ていないから、この廻状が小松原村から廻ったのではな 小松原の大庄屋会所から御坊村に直接届いた。

聖護院一行は御坊表の小松原村に止宿することになり

す。庄屋などの百姓が客布団を出すしかないでしょうね。 わざ「古キ筋幷ニせんだくふとん」は出すなというので

覚

1

〔釈文〕

2 モナスヤヤヤヤル上名しま

②聖護院様、来る十一日小松原村御止宿之筈に候、

〔読み下し文〕

ふとん三拾 嶋村 同廿六枚 御坊

同廿四枚 その村

②聖護院様、来ル十一日小松原村御止宿之筈候

③夫二付右入用割符致指越候間、 明十日昼迄

之内、小松原法林寺迄指出し可被申候、 依之

申越候、以上

九月九日

小松原出張役所

・薗・御坊

嶋 右村々庄屋中

④本文古キ筋幷ニせんだくふとん出し不申候様

可取計

(文意例)

②聖護院様は来る十一日小松原村に御泊まりの予定である。

③それについて右の通り入用品を割り振りし送るので、明日十日昼まで

のうちに小松原法林寺まで(これを)差し出し申すように。よって

言ってよこす。以上

④本文について古いふとんや洗濯したふとんは出さないように

(庄屋は) 取り計らいなさい。

③夫に付き右入 用割符致し指し越し候間、明十日昼迄

之内、小松原法林寺迄指し出し

申さる可く(可」被」申)候、之に依り

申し越し候、以上

④本文古き筋幷に洗濯(せんだく)ふとん

出し申さず(不)候様

取り計らう可し

(語意・語法)

①覚 覚書。その村 薗村

同じ。 ③入用 ここでは「必要なもの」。入用品。割符 割り振り。指越「指(差)」は接頭語。意味を強 割賦に

林寺 浄土宗法林寺。指出し ふとんを差し出す。可被申 めたり語調を整えたりする語。「越」は行く。 来る。 法

候「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。 候」の方が丁寧。「被」は尊敬を表す助動詞。 「申」は 一 可 :

> 表現したり、敬って表現したりする。小松原出張役所 大 動詞。 上の動詞 (ここでは「指出し」)を改まって

補助

庄屋の臨時の出張役所か。

④本文… ④は小松原出張役所の奥書。

古キ筋

「筋」はこ

こでは物。古い布団。せんだくふとん 実際に洗濯した、

使い古しの布団ということか。

【明け七つの人足】

ごろです。京都まで先が長いからでしょうが、そのため 院一行は宿泊の翌日出発します。明け七つ時。午前四時 人足は前夜九つ時 人足差し出しについて具体的に伝えてきました。 (○時ごろ)には集まっていなけれ 聖護

ばなりません。旧暦九月九日、 まあ、えらいことですわ。 しょうか、焚き火でもして地べたにごろ寝でしょうか。 なります。夜は寒いですね。密かに酒盛りでもするので 新暦換算で十月二十日に

〔釈文〕

1 覚

廿九人 財が部ら

一人足

同

廿五人

田井村

同

三拾人

浜之瀬 同 廿人 その

〔読み下し文〕

②右来る十一日

聖護院様小松原御止宿、 同所御立ち之筈に候、右割符之通り人足廻し相添え、 翌十二日明け七つ時

嶋

.

②右来十一日

聖護院様小松原御止宿、翌十二日明七つ時

同所御立之筈候、右割符之通人足廻相添へ、

無間違十一日夜九つ時ニ小松原人足役所へ

之に依り直夫を以て申し越し候、以上にて小札相渡し候筈にて(而)、右札広橋南詰にてにて小札相渡し候筈にて(而)、右札広橋南詰にてにて小札相渡し候筈にて(而)、右札広橋南詰にてにて小札相渡し候筈になる者共へ小松原人足役所へ

えというないろう

差出し可申候、③右人足者共へ小松原人足役所

取上候筈ニ候間、其段も相心得させ可申候、 にて小札相渡シ候筈ニ而、右札広橋南詰にて

依之直夫以申越候、以上

九月九日

財部 田井

御坊・しま

中村

(文意例)

聖護院様が小松原にご宿泊になり、翌十二日明け七つ時に ②右は来る十一日

同所をお立ちになる予定である。右の割り振りの通り、人足廻しを付き添わせて、

間違いなく十一日夜九つ時に小松原人足役所へ

で小札を渡す予定である。その札を広橋南詰めで (庄屋は人足共を) 差し出すように。③右の人足の者共へ小松原人足役所

よって、直夫により申し伝える。以上 回収するはずなので、そのことも(庄屋は)心得させ申すように。

〔語意・語法〕

①**覚** 覚え書き。

担が大きいとわかっているため、念押ししている。九つ廻 人足を集める役目の人物。無間違 前夜からの参集は負②明七つ時「明」は明け方。「七つ」は午前四時。人足

詞(ここでは「差出し」)を改まって表現したり、敬っ詞。「可…候」の方が丁寧。「申」は補助動詞。上の動○時。**可申候**「可」は単独でも話し手の意志を表す助動

て表現したりする。

けではない。**広橋** 広川にかかる橋。 ③**相渡シ**「相」は語調を整える語。

語に意味があるわ

と」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲

代用する語。右に述べたこと。直夫

大庄屋役所の書状を

浅(湯浅町)を結ぶ。

井関の北西。

其段「段」は「こ広(広川町)と湯

送る役の下男か。

【続風土記新撰御用】

す。どこまで村々の協力が得られたのか。途中二度の中りました。紀伊国の村々を調べ上げていく遠大な事業で今日でも広く使われる『紀伊続風土記』の編纂が始ま

です。の時には誰もそんなことまで予想はしていなかったはずの時には誰もそんなことまで予想はしていなかったはず断を経て、完成は三三年後の天保十年(一八三九)。こ

釈文

指遣間、書面之趣ヲ以夫々江被相達、御田①別紙之通御勘定奉行衆ゟ申越候付右写

申付、各ニも其段可被相心得候、以上之節ハ不差支様入念、兼而村役人江も被

〔読み下し文〕

指し遣し間、書面之趣を以て夫々へ(江)①別紙之通り御勘定奉行衆より申し越し候に付き右写し

之節は差し支えざる(不)様念を入れ、 『*(**) 相達され(被:|相達:))、

御用

1

九月十四日

日高

御代官所

七組大庄屋アテ

写壱通指遣候、書面之趣相心得可被申候 ②別紙之通御年寄衆被仰聞候二付右

土生広右衛門

御代官所アテ

九月六日

兼て(而)村役人へも

申し付けられ (被::申 付:)、各にも其段

相心得らる可く(可以被二相心得」)候、

以上

写し壱通指し遣し候、 仰せ聞けられ

(被:仰 聞:)

候に付き右

②別紙之通り御年寄衆

③公儀御用に付き紀伊続き風土記新撰 書面之趣相心得申さる可く(可レ被レ申)候

③公儀御用ニ付紀伊続キ風土記新撰

被仰付候付、 右元掛り御用

二而申談候節ハ、地方幷人別等之儀迄も 仰付候、 ④夫ニ付右掛御用人ゟ御用筋

委細申聞、品ニより其役所帳面ヲ茂

持伝へ候旧記又者系譜・書翰等之類 相渡候程相心得、⑤在中地士其外家二 都 而

在中二有之候紀州之儀相認候書付

古戦記等之類、 聊之品ニ而茂御用之節

⑥右之通被仰越候ニ付写差越候、 差出候樣可被取計事 御書

面之趣可被相心得候、

依之申越候、

以上

中 村伊左衛門

十月朔日 村々あて

〔文意例

①別紙の (内容) 通り御勘定奉行衆より言ってきたのでその写しを

の節には差し支えが出ないように念を入れ、前もって村役人へも 送る。書面の内容をそれぞれ(の庄屋)へお達しになるように。 御用

仰せ付けられ にて申し談じ候節は、地方幷に人別等之儀迄も 仰せ付けられ候、④夫に付き右掛り御用人より御用 (被: 仰 付:) 候に付き、右元掛り御用人 st (#)の(#)

委細申し聞け、品により其役所帳面をも (茂)

相渡し候程相心得、⑤在中地士其外家に

持ち伝え候旧記又は(者)系譜・書翰等之類、のたるのでは、 都^きて

古戦記等之類、聊か之品にても御用之節は

在中に之有り候紀州之儀相認め候書付

差し出し候様取り計らわる可き(可」被:取計:) ⑥右之通り仰せ越され

(被::仰越:) 候に付き

面之趣相心得らる可く候、之に依り申し越し候、 写し差し越し候、 御書

以上

- 88

お申し付けになるように。あなた方大庄屋もこの点をお心得なさるように。

② 別 紙 (内容) の通り御年寄衆から御伝達になったのでその

写しを一通送る。書面の内容をお心得なさるように。

③公儀御用として(藩は)「紀伊続風土記」新撰を

御命じになり、その元掛り御用人を

お決めになった。④それについて右掛御用人より御用の筋

で問い合わせがあった際には、 地方の様子ならびに住民の数などのこと迄も

渡す程にまで心得おくこと。⑤在中の地士、そのほか家に 詳しくお聞かせし、内容によってはその役所の帳面をも

持ち伝えている旧記または系譜・書翰等の類、すべて

在中にある紀州(に関する歴史)のことを記してある書付

古戦記等の類、 いささかの品であっても御用の節は

差し出す様お取り計らいになる事。

⑥右の通り仰って来たので写しを送る。 御書

面の内容をお心得になるように。そういうことで申し送る。 以上

(語意・語法)

行からの書面 ①別紙之通 別紙の内容通り。 (の写し)。②~⑤を写し、①の代官の 別紙」は2~5。 勘定奉

端書きを添えて代官は大庄屋に送った。 「衆」は人を表わす名詞などに付いて、 親愛、 御勘· 尊敬の意 定奉行衆

- 89

やる。 する語 別紙」 (差) 右 のこと。**夫々** 間 遣 は は は 接 原 は上位者が人をやる、 申 因 頭 越 語。 候 理由を示す。 各庄屋。 書 意味を強めたり 画。 指遣間 被相達 「…なので」。 行動させる、 指 「被」はここでは 語調を整えたり 遣 候間 書面 物を か

を添える。

申越

越

は行く。

来る。

右写「別紙」

のこ

ح • 事前 は テ 所 意志を表す助動詞。 代用する語。 H 「津秦友七」と記してあったと思える。 大庄屋七人の名前が書い 高郡 「…のこと」を意味する語の中で、 本藩 前もって。 領の 可被相心得候 七組。 各二も 可: 志賀組 候 てあったのだろう。 各大庄屋。 「可」は単独でも話し手の 0) · 入山! 方が丁寧。 組 其 段 七組大庄屋ア 江 最も広範囲を 「段」 日高御代官 Ш 組 「七組 は 中 Ш

く。御坊村は天田組。中組・山地組・天田組・南谷組。それぞれに大庄屋が付中組・山地組・天田組・南谷組。それぞれに大庄屋が付

掛御

用人

という役が置かれた。

2 か らの 別紙之通 書面 別紙の内容通り。 ③~⑤を写して、 ②の勘定奉 別紙」 は ③ ~ 行 0) 5 端書きを 年 -衆

> 添え、 助 敬 様御家老】で新しく差任が伝えられた勘定奉行 敬って表現したりする。 土生広右衛門 衆からの 動 語 言 で、 詞。 11 勘定奉行は代官に送っている。 聞ける」 書面。 上 二重敬語。 の動詞 書面 0) 敬 (「心得」)を改まって表現したり、 右写 語。 「別紙」のこと。 告知する。 「別紙」 のこと。 伝達する。 可被申 被仰 第一項 聞 「右」 【左京大夫 申 仰 聞 は 被 御代官 は 年 は 補

③公儀御用「公儀」は幕府。この年、『紀伊続風土記所アテ各郡の代官名があったのだろう。

わ

けでは

な語い。

御相 用

藩や幕府から課せられた役務。

兼而る

0

編纂が藩内に命じられた。

幕府

への呈上が

藩

に仰

新

撰

被せ

仰

でられたからだともいうがはっきりしない。

7

V

ね

は

語調を整える語

語に意味が

じら 小ぉ 付 は 付 原桃 だから藩が命じる。 n 風土記に関する」。 古風土記」を念頭に、 た儒学者仁 洞等のことをいうのであろう。 1井田だ 田南陽・ 右元掛り御用人被仰付候 「元掛り 新たに編纂すること。 国学者本居大平 御用 送 上 被仰付」 は、 ・本草学者 編纂を命 は 右 元元 被仰

御用 柄 筋 人。 筋 ぼ かして表現する用 はそれに関する方面。 13 方。 その方 申談 申 面 し 上 0 場

事 ④

は、1917、1917によったな行動である。地方、ここではその土地の様子。人別 住民の

一覧が藩内各村々に配布された。そこには、各村ごとの候程相心得 翌四年にかけて調査の上差し出すべき項目の数。申聞 申し上げてお聞かせする。其役所帳面ヲ茂相渡

村名の変遷や枝郷名、

<u>Ш</u>

池・川・街道などの状況、

屋

寺社の古証文・縁起・過去帳の写しなどが書き上げられのいわれ、地士・大庄屋など旧家の由緒や家伝の写し、方、伝えられている古文書の写し、伝来の古器について敷跡・古戦場の言い伝え、産物についての収穫期や作り

現物を提出するのではなく写しを差し出すように求めてていた(『和歌山県史』近世)。伝来の古文書などは、

いる。

⑤在中 農村部。地士 由緒を持つ在地の浪人。

を添え大庄屋は村々に宛てている。写差越「写」は①~⑥右之通 ⑥は大庄屋の奥書。①~⑤を写して、⑥の奥書

⑤。代官からの書面の写し。御書面 ①~⑤。朔日 一日。

村々あて ここには天田組一七か村の村名と庄屋の名が書

かれていたはず。

【牛一疋ツナギ捨て】

大きな忘れ物です。大きすぎて目に入らなかったので

しょうか。

〔釈文〕

(達二件略

①海士郡一ノ坪村孫八と申者、家際二牛一疋ツナキ

捨有之由、村方相調へ心当り之もの有之候ハ、

申出候様

十月八日

(日付二件略

[読み下し文]

一①海士郡一ノ坪村孫八と申す者、

家際に牛一疋繋ぎ(ツナキ)

捨て之有る由、

村方相調べ心当り之もの之有り候はば(ハ、)

申し出で候様

財部へ遣ス

②右三通十月十八日八つ時に参る、直に

又意例〕

①海士郡一ノ坪村の孫八と申す者が、(自分の)家際に牛一疋繋ぎっ

(建二件略)

(日付二件略) のるろしょう

行政学

ぱなしになっているという(ことを届けてきた)。(それぞれの)村で調べ(忘れ物の牛に)心当りの者がいれば

(庄屋は関係者がいるということを)報告するように。

②右の三通が十月十八日八つ時に着いた。直に

財部村へ送った。

〔語意・語法

①海士郡… ①は大庄屋同士の廻達か。これを写して大庄

屋は村へ送っている。一ノ坪村

海南市下津町。ツナキ捨

する。 有之由 後ろに「申出候」を補うと分かりやすい。 「繋捨」。つないだままにしておく。つなぎっぱなしに

「之」は強調。**村方**「方」はそれに属する人たち。ま

た、それをする係り。

申出「心当り之もの」が直接大庄

【支度は握り飯

を与える儀式、 合)を調べた上で年貢率を決めます。これを記した免 定 十月二十八日ですから新暦換算で十一月七日になりま 稲作はすべて終了。勘定方は毛付け 一免下ケ」を開くので頭百姓は参集せよ (米の出来具

というのです。

屋に申し出るのではなく、「心当り之もの」がいるとい

②右三通… ②は御坊村庄屋の書き込み。 うことを庄屋が大庄屋に伝える。

時。 財部 天田組財部村。遣ス「遣」は、 (動作者への敬

八つ時

午後二

意が失せて)人を派遣する。他へやる。

用意するなどが決まっていました。百姓も豊かになって 方役人にも酒の接待はしない、 きていますから、せめて宿賄いぐらいは食べたかったの た基準を知らせました。基本は倹約令にのっとり、 「免下ケ」を開くに当たって、追って代官同士が決め 集まる村役人も握り飯を 勘定

めだということになるのでしょう。でも、もうおわかりでしょうが、これにはつまり酒が入ることもあって、だ

でしょう、それこそ守られたのかどうか。

(釈文)

壱、両人つ、被召連、同日五つ時同所へ御出御下ケ有之候筈候間、例之通各頭百姓の来ル廿八日薗浦御代官所ニおゐて、御免定

揃可被申候、依之急村次順を以申越候、以上

〔読み下し文〕

壱、両人ずつ(つゝ)召し連れられ(被言召 連言)、御下げ之有り候筈に候間、例之通り各 頭 百 姓御下げ之有り候筈に候間、例之通り各 頭 百 姓の来る 廿八日薗浦御代官所におい(ゐ)て、御免定

同日五つ時同所へ御出で

からするようとうべく たるが

②十月廿四日夕六つ半参り、直ニ嶋へ

揃い申さる可く(可」被」申)候、

②十月 廿 四日夕六つ半参り、直に嶋へ之に依り急ぎ村次順を以て申し越し候、以上

〔文意例〕

①来る二十八日、薗浦御代官所において、御免定

御下げを実施する予定である。例の通り各(庄屋)は頭百姓。 からかゃくしょう

一、二人ずつお召し連れになって、同日五つ時に同所へ御出

揃いなさるように。そういうことで、急ぎ村次順を以て申し伝える。以

②十月廿四日夕六つ半(この書面が)参った(ので)、直に嶋へ(送った)。

〔語意・語法〕

①来ル廿八日… ①は差出人名がないが、内容から大庄屋

由を示す。「…なので」。**例之通** 恒例の「免状御下ケ」**官所** 薗浦にあった日高代官所。**免定**「めんさだめ」「めんじょう(状)」。その年の年貢率を記した書面。**下ケ**のじょう(状)」。その年の年貢率を記した書面。**下ケ**が各村庄屋にあてたものであることが分かる。**薗浦御代**

だから。各頭百姓「各」は「各村庄屋は」。

「頭百姓

したりする。村次順

廻状を回す村の順番。

申越 | 越 | は

②十月… ②は御坊村庄屋の書き込み。夕六ツ半 午後七時頃。

【支度は握り飯 二】

相定り候ニ付、右壱通差遣候、右之趣ニ得 ①口六郡仲間ゟ配下へ別紙之通相達候筈

[釈文]

其意、夫々へ可被相達候、②尤当郡之

儀ハ遠在ゟ罷越候村役人共も有之候

ハ、、諸事右ニ准シ取扱可被申候、依之

相達候、 以上

十月廿日

津秦友七

大庄屋あて

③当寅免下ケ之節

御代官初、衣服綿服之事

④支度之儀、

一菜ニ而湯漬之節、

尤酒・肴

出シ申間敷候

⑤村々役人之儀、 庄屋・肝煎・頭百姓罷出

用意、 歩行ハ召連申間敷候、支度者握飯 宿賄ハ不相成事

〔読み下し文〕

相定り候に付き、右壱通差し遣し候、右之趣に ①口六郡仲間より配下へ別紙之通り相達し候筈に

其意を得、夫々へ相達さる可く(可」被::相達;)候、****** (**) (*(*) ******(**) (*)

②尤も当郡之

儀は遠在より罷り越し候村役人共も之有り候

はば(ハこ)、

諸事右に准じ取り扱い申さる可く候、之に依り

相達し候、以上

③当寅免下げ之節

御代官初め、衣服綿服之事

出し申すまじく(間敷) 候

⑤村々役人之儀、庄屋・肝煎・頭百姓罷り出で、 歩行は召し連れ申すまじく候、支度は(者)握り飯 用意、宿賄は相成らざる(不)事

96

⑥右之趣村役人共へ心得ニ可申聞事

⑦右之通被仰越候二付写差越候、御

面之趣可被相心得候、依之申越候、以上

十月廿五日 中村伊左衛門

⑧同夜五つ時ニ名屋ゟ着、直ニ嶋へ

⑥右之趣村役人共へ心得に申し聞け可き事

⑦右之通り仰せ越され(被:|仰 越;)候に付き。

(く) ないとうなく は、知書

之に依り申し越し候、面之趣相心得らる可く(可ゝ被二相 心 得;)候、「ペマシス あごごろえ

以上

⑧同夜五つ時に名屋より着、直に嶋へ

(文意例)

①口六郡各代官から(共同で)配下(大庄屋)へ別紙 (「当寅免下ケ之節」) の通り達することに

合意したので、「別紙」一通を送る。別紙の事柄を

は電行のけい っそっけた 、そうつう 一番である 一番できます 子解し、各村役人へお達しなさるよう。 ②もっとも当郡

は遠方の村から来る村役人共もある

けれども、諸事右「別紙」に準じ取扱なさるよう。よって

達する。以上

③当寅年免下げの決まりごと

御代官初め(村役人にいたるまで)、衣服は綿服に限ること。

④ (免下げに出張してくる勘定方役人への) 食事は、一菜で湯漬が決まりごと。酒・肴は決して

⑤村々からの役人についてだが、 出さない。 庄屋・肝煎・頭百姓が出向き、

- 97 -

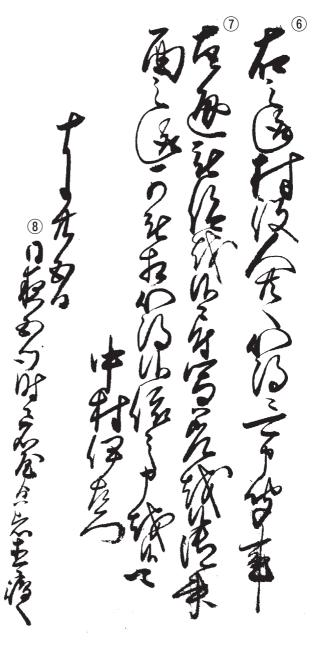
歩行は召し連れてきてはいけない。食事は握飯を

用意し、宿賄はしてはならぬ。

⑥右の内容を村役人共へ心得として申し聞かせること。

⑦右の通りの内容でおっしゃってきたので写しを渡す。御書

(5) 3



面の取り決めをお心得になるように。よって申し送る。以上

⑧同夜五つ時に名屋村から着、すぐに嶋村へ(送る)。

〔語意・語法〕

①**口六郡仲間**「仲間」は代官同士のこと。**別紙** ③~⑥。

え、「当寅免下ケ之節」を写して、代官津秦氏は大庄屋意事項。①は代官津秦氏の端書き。これと⑥の奥書を加

頭語。 ない。 た。 に送った。 同 . 内容 右壱通 相 意味を強めたり語調を整えたりする語。 は語調を整える語。 0) 相達候害相定り候 別紙をそれぞれの配下へ達することを決 別紙 「当寅免下ケ之節」。 代官同士の協議で、 語に意味があるわけでは 差遣 「差」は接 一造」 各郡

候「可」は単独でも話し手の意志を表す助動詞。「可…意」は、了解する。満足する。夫々 村役人。可被相達上位者が人をやる、行動させる、物をやる。得其意「得頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。「遣」は

②**遠在** 遠方の村。**罷越**「罷」は下の動詞を丁重にいう。庄屋に対するていねい語。

候」の方が丁寧。

被

は尊敬を表す助動詞。

ここは大

支度。

宿賄

宿屋での食事。

有之候ハヽ「候ハヽ」(だとすれば。仮定)は「候得共」の覚え、過ブの木、骨ま「骨」に「の重言を「重しいこ

(だけれども) がふさわしいか。

一之」は強調。

右二准シ

方向。

特別扱いはしない。取扱「扱」が「木」偏。「右」は「別紙」。「遠在」からの村役人でも別紙通りで

3 めを行なったのだろう。 を各郡横並びにする必要から、 る内容になっている。 当寅免下ケ之節 表題。 免 倹約令に則した、 「免下ケ」に対す は年貢率。 口六郡代官同士で取 「下ケ」は与え 質素を旨とす る取 ŋ り決 組 Z

の「節」。御代官初 代官自身に対する規制も同時に書かる。その年の年貢率を伝える儀式。「節」は節操・節義

れている。

「Completed of the Complete o

た物。**尤酒・肴…間敷**「尤」は否定文の場合、少しも。「支度」は食事。**一菜** おかず一品。**湯漬** ご飯に湯をかけましまされ

決して。「肴」は酒のつまみ。

⑤頭百姓 五人組組頭。歩行 人足。小者。支度 村役人の

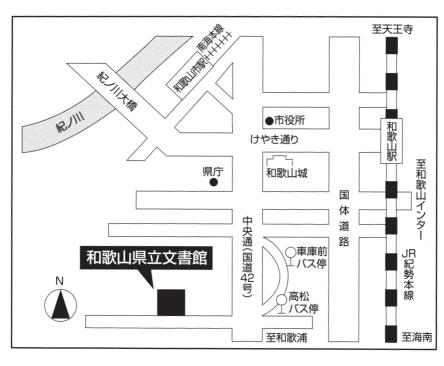
じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。事柄の⑥**右之趣…** ⑥は日高代官津秦友七の奥書。「趣」は、同

触。 **⑦右之通** ⑦は大庄屋の奥書。 右 の通り の内: 容で。 被仰越 右 仰 は も敬語で 1 (6) 0) 被」と 代 官

二重敬語。「越」は行く。来る。写差越「写」は①~

)**同夜…** ⑧は御坊村庄屋の書き込み。**五つ時** 八時頃。

8 6



(利用案内)

所在地

下六四一〇〇五 和歌山市西高松一一七一三八

TEL073-436-9540

開館時間

火曜日~金曜日

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時~午後5時午前10時~午後6時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

年末年始

12月29日~1月3日

館内整理日

1月

2月~12月

第2木曜日(その日が祝日と重なるときは 4日(その日が月曜日のときは5日)

10日間(年1回 その翌日

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分 JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分 交通

特別整理期間

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第三集

編集 平成二十八年三月三十一日発行 和 和 歌 山 県 <u>7</u> 文 館

有限会社 隆文社印 山 刷 所

環境に配慮した用紙と、 植物性由来のインクを使用しています。 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

